



Title	現代中国における「司法」の構造 (3) : 厳打 : なぜ刑事裁判が道具となるのか
Author(s)	坂口, 一成; Sakaguchi, Kazushige
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(4), 370 [105]-310 [165]
Issue Date	2006-11-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16926">https://hdl.handle.net/2115/16926</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	hogakuronshu57-4-7.pdf



# 現代中国における「司法」の構造(3)

—— 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ——

坂 口 一 成

## 目 次

### 序論

問題意識および課題

本稿の構成

先行研究の検討

本稿の意義

用語の説明

(以上57巻2号)

### 1 基本概念の整理

1.1 刑事司法の担い手

1.2 制裁制度

1.3 刑事手続の概要

1.4 解釈制度

(以上57巻3号)

### I 厳打とは何か？

### 2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場

2.1 文革の後遺症

2.1.1 「公・検・法」の受難と再建

2.1.2 犯罪の激増

2.1.3 刑法および刑事訴訟法の施行

2.2 1979年：全国都市治安会議

2.2.1 会議の方針

2.2.2 法的対応

2.3 1981年：5大都市治安座談会

2.3.1 座談会の方針と総合対策の登場

- 2.3.2 法的対応
  - 2.4 章結
  - 3 83年厳打
    - 3.1 厳打の決定プロセス
    - 3.2 法的対応
      - 3.2.1 刑法の改正
      - 3.2.2 刑事訴訟法の改正
      - 3.2.3 まとめ (以上本号)
    - 3.3 厳打期刑事司法の実態
    - 3.4 厳打の成果
    - 3.5 中間考察——なぜ83年厳打が可能であったのか？
  - 4 その後の厳打
  - II なぜ裁判が道具となるのか？
  - 5 中国における裁判観
  - 6 「裁判＝道具」の構造
- 終章

## I 厳打とは何か？

本部の狙いは、まず①実際の厳打がどのように行われているのかを実証的に明らかにした上で、②厳打という現象を定式化し、③厳打期に生じた諸現象から帰納的に厳打を可能ならしめる要因を探ることである。

論述の順序は以下のとおりである。まず2章では、文革終結以降(1976年)から83年厳打までにおける治安状況、および犯罪対策としてどのような措置が講じられたのかを見る。次いで3章では、83年厳打を対象として、厳打期にどのようなことが行われたのかを明らかにする。ここで83年厳打を考察対象とするのは、第1に、それが初めての厳打であり<sup>(1)</sup>、第2には、中国ではそれが最も成功した厳打であると考えられていると

---

<sup>(1)</sup> ここで「初めて」というのは、決して厳打期に行われた「こと」についていっているのではない。ここで「初めて」というのは、「厳打」と呼ばれるキャンペーンが初めて行われた、ということである。ここでこうした回りくどい表現をするのは、後述するように類似の現象がそれ以前にもあったからである。

目されるため、いわば政策決定者の理想に最も近い厳打の実践であると考えられるからである。また、ここで中間考察を行い、83年厳打を定式化した上で、それを可能ならしめる土台を抽出する。最後に4章では、3章で示した定式を手がかりに、裁判のあり方を軸として、83年厳打以降に行われた厳打を素描する。

なお本部においては、実証的に厳打の実際を解明していこうとするため、統計データを多用する。データの多くは公式データであるが、中国の犯罪に関する統計データについては、いわゆる「暗数」に特に注意しなければならない。むろん、犯罪に関する統計データの暗数はどこの国にも存在するものであるが、中国の統計上の暗数問題、特に立案件数の統計データの暗数問題はかなり深刻である。例えば、1976年から2004年までの各年の立案件数、検挙件数および1審新規受理件数（以下、「1審新受件数」と呼ぶ）をまとめた表I-1を見ていただきたい。1989年の立案件数は前年比138.2%増（約115万件増）であるが、1989年になって実際の犯罪事件が一举にこれだけ増えたわけではない。これは主には、1988年に警察部が「立案不実」と呼ばれる問題にメスを入れた結果であるといわれている<sup>(2)</sup>（「立案不実」とは、警察が本来ならば立案すべき事件を立案せず、上級に報告する立案件数が実際よりも少なくなる現象を指す）。ただし、局地的な調査によると、実際の立案件数が約30～40%増えており、犯罪実数も増加したという指摘もある<sup>(3)</sup>。

こうした現象が生じる要因として、犯罪発生率（立案件数÷10000）<sup>(4)</sup>や検挙[破案]率（検挙件数÷立案件数×100）が警察機関（または人員）の業務評価の基準のひとつとなっていることが指摘されている<sup>(5)</sup>。犯罪

(2) 邵斌華「蘇南城市跨世紀犯罪問題的前瞻及控制对策」牟君發・宋浩波主編『中国城市犯罪問題研究』（中国人民公安大学出版社、1998年）30～31頁、張曉秦・趙国玲主編『当代中国的犯罪与治理』（北京大学出版社、2001年）4～5頁など。

(3) 『法律年鑑（1990）』996頁。

(4) 犯罪発生率[刑事犯罪發案率]は「人口1万人当たりの立案件数」で計算される万分率である（例えば、唐樹華主編『犯罪学通論（第2版）』（北京大学出版社、1996年）111～112頁参照）。

(5) 劉根菊『刑事立案論』（中国政法大学出版社、1994年）132頁、周建軍・甘燕・延榆軍・楊少華「当前刑事案件立案不实的表現、原因及对策——關於我区刑

表 I - 1 立案・検挙・1 審新受件数等状況表 (1976~2002年)

年	立案件数*	検挙件数*(A)	検挙率	1 審新受件数(B)	B/A(%)
1976	488813	317258	64.9%	150187	47.3%
1977	548415	400132	73.0%	205321	51.3%
1978	535698	385782	72.0%	146968	38.1%
<b>1979</b>	636222	439696	69.1%	123846	28.2%
1980	757104	538425	71.1%	197856	36.7%
1981	890281	650874	73.1%	232165	35.7%
1982	748476	579039	77.4%	245219	42.3%
<b>1983</b>	610478	431292	70.6%	542648	125.8%
<b>1984</b>	514369	395735	76.9%	431357	109.0%
<b>1985</b>	542005	427090	78.8%	246655	57.8%
<b>1986</b>	547115	433426	79.2%	299720	69.2%
<b>1987</b>	570439	463883	81.3%	289614	62.4%
1988	827880	626494	75.7%	313306	50.0%
1989	1971901	1111176	56.4%	392564	35.3%
1990	2216997	1265172	57.1%	458909	36.3%
1991	2365709	1460622	61.7%	427840	29.3%
1992	1582659	1079517	68.2%	422991	39.2%
1993	1616879	1211888	75.0%	403267	33.3%
1994	1660734	1298005	78.2%	482927	37.2%
1995	1691256	1350159	79.8%	495741	36.7%
<b>1996</b>	1600716	1279091	79.9%	618826	48.4%
<b>1997</b>	1613629	1172214	72.6%	436894	37.3%
1998	1986070	1264635	63.7%	482164	38.1%
1999	2249319	1375109	61.1%	540088	39.3%
2000	3637307	1644094	45.2%	560432	34.1%
<b>2001</b>	4457579	1910635	42.9%	628996	32.9%
<b>2002</b>	4336712	1925090	44.4%	631348	32.8%
2003	4393893	1842699	41.9%	632605	34.3%
2004	4718122	2004141	42.5%	647541	32.3%

出典：2001年までの立案・検挙件数については、『公安大事要覧』各年末尾のデータを、1998年までの1 審新受件数については『司法統計資料』1～2頁を、これら以外については『法律年鑑』（各年度版）を参照した。なお、以下においても立案・検挙・1 審新受件数等のデータを示すが、出典は本表と同じであるため、以下では一々出典を示さない。また、太字は本稿で考察するキャンペーンが行われた年を示す。

\*立案・検挙件数は警察が立案・検挙した件数である。以下同じ。

発生率を下げるためには分子である立案件数を、また検挙率を上げるためには、分母である立案件数を減らせばよい、ということである。逆に、検挙件数は水増しされることはあっても、減らされることはないであろうと推測される。

さて、こうした暗数の存在を考えると、そもそも中国の立案件数は信頼できないのではないか、ということになる。表 I - 2 はこうした「立案不実」の深刻さを示している。本表は警察部が1985、1987、1988年に全国の派出所の約1%を対象として行ったサンプル調査の結果である。本表から明らかなように、重大事件を含む全事件の実際の立案件数は、立案すべき件数の平均26.67%しかない（中国ではこれを「真実度」と呼んでいる）。つまり、4分の3近くの事件が立案すべきであるにもかかわらず、立案されていなかったのである（表 I - 3 は、同調査の「立案真実度」に基づき算出した1985、1987、1988年の試算データである）。

そして、同調査チームは、調査期間中の立案件数成長率を元に、「1989年の全国で立案すべき刑事事件数は約419万件で、1990年は約471万件である」と試算する。また、「警察部辦公庁が1988年から1990年にかけて行った調査によると、1990年の全国の立案すべき刑事事件は約457万件強、警察部5局の推計も400万件強であり、これらは本課題の推計結果とかが

表 I - 2 立案件数統計の精度対照表

年	全 事 件			重大事件		
	立案すべき件数	実際の立案件数	立案真実度	立案すべき件数	実際の立案件数	立案真実度
1985	34742	11332	32.62%	2433	1707	70.16%
1987	69371	13472	19.42%	2496	1397	55.97%
1988	74548	22844	30.64%	7514	5080	67.61%
計	178661	47648	26.67%	12443	8184	65.77%

出典：兪雷主編『中国現段階犯罪問題研究（総巻）』（中国人民公安大学出版社、1993年）108、111頁。

\* 「立案すべき件数」とは、派出所が通報を受けた事件のうち、後の調査により立案すべきことが確認された件数を、また「実際の立案件数」とは、実際に立案された件数を指す。

事案件立案情况的調査報告」公安大学学报1996年3期6～8頁、董聖文「対22個派出所刑事案件統計不実問題的調査」公安大学学报1996年6期72～73頁など。

表 I - 3 立案件数推計

年	公式データ	試算データ
1985	542005	208万
1986	547115	—
1987	570439	244万
1988	827880	366万

なり近い<sup>(6)</sup>と指摘する。これらのデータと公式データを照らし合わせると、大幅是正が行われたといわれる1988年以降でも、「立案不実」の問題が根強く残っていることが明らかであろう（公式データは試算データの約半分である）。しかも、「1998年に警察部が全国的に行った犯罪立案状況調査によると、統計に計上される刑事事件数は実際の事件認知数の20%前後しかない<sup>(7)</sup>」というように、1998年時点では2割しか統計に反映されていないというのである。数値だけ見れば、80年代と比べてむしろ悪化しているのである。したがって、立案件数の統計データの信頼性はかなり低い<sup>(8)</sup>。

他方、重大事件については、真実度が平均65.77%であり、全立案件数の統計データと比べると、その信頼性は高いといえよう。重大事件については、「政法各部門は自主的に党の指導に服し、いかなる場合、いかなる状況においても、重大問題は全て党委員会に指示を求めるために報告<sup>(9)</sup>」することが求められているため、通常の事件よりも隠しにくいという事情があるのだろう。

このように立案件数の統計は信頼性がかなり低いのが、以下に見ていくように、中国においては政策決定者・学者ともに、立案件数に基づき治

<sup>(6)</sup> 俞雷主編『中国現段階犯罪問題研究（総巻）』（中国人民公安大学出版社、1993年）129頁。

<sup>(7)</sup> 馮殿美・曲振涛「対“嚴打”中幾個問題的探討」、「“嚴打”整治鬭争理論与实践研討会」交流論文。筆者未見。本稿での引用は、李川「当前嚴打研究中的四個誤区」中国刑事法雜誌2003年2期7頁によった。

<sup>(8)</sup> 暗数の発生原因については、それだけでひとつの大きな問題をなすため、本稿ではこれ以上立ち入らない。

<sup>(9)</sup> 「全国政法工作會議紀要（節録）」（1982年8月12日）『司法手冊（2）』302頁。

安の善し悪しを測ることが常である<sup>(10)</sup>。そこで、本稿では立案件数に上記の問題が存在することに鑑み、極力、立案件数以外のデータ（主には重大事件の立案件数および裁判結果）も併記するようにする。

## 2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場

本章では、「プロレタリアート文化大革命」（以下、「文革」と略す）終了後から、83年厳打までの治安状況およびそれに対する対策を概観する。以下ではまず、文革が刑事司法に残した爪痕を見る（2.1）。次に、犯罪激増への対策が示された1979年の全国都市治安会議および1981年の5大都市治安座談会を見る（2.2および2.3）。最後に本章の考察内容を整理する（2.4）。なお、本章および次章においては、刑法・刑訴法の条文は、それぞれ旧刑法・刑訴法の条文を指す。

### 2.1 文革の後遺症

本節では文革が刑事司法にもたらした様々な影響を見る。以下ではまず、文革期におけるいわゆる「公・検・法」（警察・検察・裁判所）の受難と、その後の再建の経過を辿る。次に、文革以降の犯罪激増の様を描く。最後に、政策決定者が再建の途に着いたばかりの警察・検察・裁判所の業務能力をどのように評価していたのか、およびその上で旧刑法・刑訴法の施行を迎えてどのような措置が講じられたのかを見る。

#### 2.1.1 「公・検・法」の受難と再建

文革期における「警察・検察・裁判所の破壊は、江青が煽動し、当時の中央政法小組指導者・國務院副総理・警察部長の謝富治が具体的に実

---

<sup>(10)</sup> 近年においては、立案不実の問題の深刻さから、「全国の刑事事件立案統計データは刑事犯罪および社会治安の実際的情況を完全かつ的確に反映することができておらず、社会治安の形勢を判断する上での唯一の根拠とすべきではない」という批判の声が挙がっている（林中梁編『各級党委政法委の職能及宏觀政法工作』（中国長安出版社、2004年）338頁）。

施した<sup>(1)</sup>といわれている。以下では、「深刻な破壊の10年」<sup>(2)</sup>とまで評される文革期に警察・検察・裁判所に降りかかった苦難（Ⅰ）、およびその後の再建（Ⅱ）の様子を素描する<sup>(3)</sup>。

## Ⅰ 受難

警察・検察・裁判所の破壊の口火を切ったのは江青であった。江青は1966年12月18日に紅衛兵を接見した際に、「警察部、検察院、最高人民法院は資本主義国から持ってきたものであり、党・政府を凌駕する官僚機構であり、数年来、一貫して毛主席に対抗してきた」と糾弾した。この発言以降、「文革」という大義名分を得た紅衛兵などにより警察・検察・裁判所の機関が襲撃され、そのスタッフは濡衣を着せられ「法的に処理されたり、批判大会に引っ張り出され迫害を受けたりした。謝富治も江青に追従し、全国的に「警察・検察・裁判所をたたきつぶせ」とのスローガンを広め、こうした風潮が一層強まった。また、「警察・検察・裁判所を徹底的にたたきつぶし、徹底的に改組しなければならない。砂を混ぜるやり方ではダメだ。土全体を取り換えなければならない」と叫ばれ、警察・検察・裁判所のスタッフが農村に〔下放〕された。

こうした状況の中、警察・検察・裁判所の業務がマヒ状態に陥ったという。中でも検察は、上記の江青発言以降、徹底的に追い込まれ、検察業務は全て停止に追い込まれたといわれる。裁判所も1967年の「1月革命」〔一月風暴〕<sup>(4)</sup>以降、基本的にマヒ状態に陥り、裁判業務も基本的に停止したといわれている<sup>(5)</sup>。また、警察は1968年12月9日に軍事管制が

---

(1) 『当代検察制度』171頁。

(2) これは1966年5月から1976年までを回顧する『当代審判工作（上）』第3章のタイトルである。

(3) ⅠおよびⅡの記述については、『当代検察制度』171～177頁、同上129～132頁、『当代公安工作』21～28頁、『公安史稿』329～350頁を参照した。

(4) 造反組織連合が上海市の実権を握り、上海コミューンを樹立した事件（『岩波現代中国事典』（岩波書店、1999年）474頁参照）。

(5) とはいえ統計を見る限り、裁判所は文革中においても一貫して刑事・民事訴訟を受理し、「裁判」を行っていた（『司法統計資料』1頁、最高人民法院研究室編『全国人民法院司法統計歴史資料匯編1949-1998（民事部分）』（人民法

敷かれた後、組織そのものは残ったが、徹底的に改組され、各クラスの指導者は迫害を受けた。またこのとき、検察および裁判所は警察機関軍事管制委員会の下属組織に改組・吸収された。

だが、最も風当たりが強かった検察は、その存在を維持することすらできなかった。1968年12月、謝富治は最高検軍代表、最高裁軍代表、内務部軍代表および警察部指導小組に「最高人民検察院、内務部、内務辦の3機構を廃止し、警察部、最高人民裁判所に少数の者を残すことに関する伺」（「内務辦」は國務院内務辦公室の略称）を提出するように仕向け、これが毛沢東により承認された。本報告により、検察院が順次撤廃されていった。1975年に改正された憲法では、「検察機関の職権は、各級警察機関が行使する」（25条2項）と規定されており、このことが憲法により確認されている。

## II 再建

こうした「破壊」から、最初に立ち直り、再建に向けて歩み始めたのは警察であった。すなわち、1970年12月11日から1971年2月11日まで開催された第15回全国警察会議を転機として、警察の再建が始まったといわれている。まず、同会議開催に前後して、以前の指導者および幹部が相次いで警察部に呼び戻された。1972年には警察機関の軍事管制が解かれ、翌73年には全国の警察機関が以前の幹部・職員を呼び戻しはじめた。

裁判所も第15回全国警察会議を転機として、再建の道を歩み始めた。1972年初頭から、下放されていた幹部が続々と最高裁に呼び戻され、次いで高裁の立て直しが図られた。1973年9月には、全国全ての高裁が復活し、1974年初頭には中裁・基層裁が続々と再建され、各地の警察機関軍事管制委員会も続々と廃止されていった。

こうした中、最も再建が遅かったのは、1975年に改正された憲法によってその存在自体が抹消された検察であった。検察の再建は、1978年の憲法改正を待たなければならなかった。憲法改正後、検察の再建は急ピツ

---

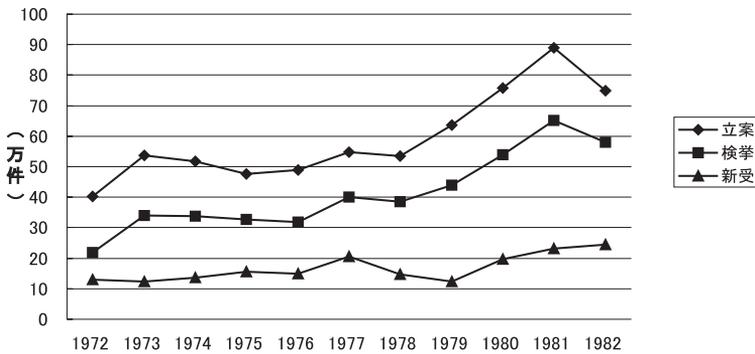
院出版社、2000年）1頁）。なお、統計上は文革期においても民事裁判が行われていたことについては、宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務（1）」北大法学論集47巻4号（1996年）1049頁がすでに指摘している。ただし、当時の「裁判」がどのようなものであったのかは分からない。

チで行われ、同年6月1日には最高検が正式に業務を開始し、同年9月末には高検の検察長が任命されるに至った。

### 2.1.2 犯罪の激増

以上の経緯を経て再建されたばかりの警察・検察・裁判所が直面したのは、文革中から続く犯罪の激増であった<sup>(6)</sup> (図2-1参照)。本図から明らかなように、とりわけ1979年以降、犯罪が飛躍的に増加している。

図2-1 立案・検挙・1審新受件数状況図 (1972~1982年)



この時期の犯罪の最大の特徴は、いわゆる「青少年犯罪」<sup>(7)</sup>および犯罪グループ [犯罪団夥] による犯罪 (これを「グループ犯罪」 [団夥犯罪] と呼ぶ) の激増である。

<sup>(6)</sup> 「統計データから見ると、文化大革命開始後の4年間の立案件数はわりあい低く、1973年から1976年にかけて立案件数は急速に増加し、2年間連続で50万件を維持した。10年の動乱の刑事犯罪発生率は5~6%である。実際には、『文化大革命』の10年間の犯罪は一貫して深刻な状況にあった。開始後4年間の統計データが低いのは主に独裁機関、すなわち統計制度も統計機構も正常な権能を喪失し、データを探し当てることができなかつたためである」との指摘から、文革開始後から犯罪が増加していることがうかがえる (公安部政治部編『犯罪学』 (中国人民公安大学出版社、1997年) 87頁参照)。なお、先述のように犯罪発生率は「人口1万人当たりの立案件数」で計算される万分率であるため、引用文中の「5~6%」は「1万分の5~6」の誤記と考えられる。

<sup>(7)</sup> 「青少年犯罪」という概念が法律上存在するわけではない。最高裁の統計

表2-1は、1976年から1982年までの間に、判決が発効した人員（以下、「判決発効人員」と呼ぶ）における青少年（25歳未満）の比率を示すものである。本表から、青少年犯が急激に増えていることが明らかであろう。特に80年代以降は半数近くを占めるようになってきている。また、「『文革』後期、青少年犯の比率が過去の30%から60%に上昇した」<sup>(8)</sup>、「北京、上海、天津、瀋陽、福州、鄭州など6大都市における調査によると、1965年、6大都市の青少年犯罪率は1万分の1.99であり、全刑事犯罪の30%であった。1979年に至り、同じくこの6大都市の青少年犯罪の絶対数は1965年の約11.9倍となり、全刑事犯罪における比率は72%に上昇した。青少年犯罪率は1万分の20.6であり、1965年と比べて18.61%上昇している。人口増加の要素を考慮に入れても、青少年犯罪の絶対数は9.6倍になっている」<sup>(9)</sup>という指摘からも、青少年犯罪の激増の様相がうかがえる<sup>(10)</sup>。また、犯罪グループについては、「『文化大革命』終結後、『10

表2-1 判決発効人員における青少年犯の比率（1976～1982年）

年	判決発効人員	18歳未満		18～25歳		計	
		人	%	人	%	人	%
1976	147970	1810	1.2	38363	25.9	40173	27.1
1977	210464	2885	1.4	53228	25.3	56113	26.7
1978	144304	2201	1.5	35449	24.6	37650	26.1
1979	140108	4954	3.5	36780	26.3	41734	29.8
1980	196090	16138	8.2	68628	35.0	84766	43.2
1981	257335	24586	9.6	99127	38.5	123713	48.1
1982	273601	20297	7.4	106507	38.9	126804	46.3

出典：『司法統計資料』の「(各年) 刑事被告人処理状況統計表」を元に作成した。

集は、25歳未満の者による犯罪を青少年犯罪として取り扱っている（『司法統計資料』参照）。

<sup>(8)</sup> 公安部政治部・前掲注（6）87頁。

<sup>(9)</sup> 曹漫之主編『中国青少年犯罪学』（群衆出版社、1988年）370頁。

<sup>(10)</sup> 党も青少年犯罪の危険性を認識しており、1979年8月には党中央が、中共中央宣伝部・教育部・文化部・警察部・国家労働総局・全国総工会・共産主義青年団中央・全国婦女連合会「党全体が青少年の違法・犯罪問題の解決を重視するよう提案する報告」を下達した（『司法手冊（1）』251～260頁）。

年の内乱』の後遺症のひとつは、大量の殴打・破壊・略奪を行う者、強盗犯、殺人犯、窃盗犯および無頼グループ犯を生み出したことである。これらの犯罪者の活動は猖獗を極め、社会治安を乱し、人民の生命・財産に危害を及ぼしている」<sup>(11)</sup>という指摘がある。

ところで、青少年犯罪とグループ犯罪は、カテゴリー上別次元の概念である。すなわち、前者は犯罪者の年齢によりカテゴライズする概念であり、後者は犯行に加わった犯罪者の人数によりカテゴライズする概念である。これまで両者を区別して説明してきたが、実は、両者は現実においては交叉している。「グループ犯罪はすでに現在のわが国における青少年犯罪活動の主要な組織形式である(る)」<sup>(12)</sup>という指摘が示すように、この時期激増したのは、青少年が徒党を組んで行う犯罪である<sup>(13)</sup>。

### 2.1.3 刑法および刑事訴訟法の施行

文革後半から終了後にかけて、警察・検察・裁判所の再建が始まったとはいえ、当時の警察・検察・裁判所の業務遂行能力はかなり低く、政策決定者に刑法・刑訴法、特に刑訴法の実施に支障を来すと認識されるほどであった。「再建後の人民検察院の基本的施設および物質的条件はほとんど空白であり、全てを一から始めた。調査によると、当時、再建されたばかりの人民検察院には事務用・事件処理用の部屋はおろか、関連する基本的施設すらもなかった」<sup>(14)</sup>という「ハード」面での不足もさることながら、とりわけ刑法・刑訴法の実施に支障を来したのは、「ソフト」面、すなわち「人」の問題であった。

先述(2.1.1参照)のように、文革期に迫害を受け、農村に下放され

---

(11) 劉復之「“嚴打”就是專政——記小平同志對“嚴打”的戰略決策」『檢察年鑑(1992)』1頁。これは『二十八年間(第3編)』(筆者未見)に掲載された回顧録である。

(12) 郭翔・馬晶森「論青少年犯罪團夥犯罪的特点」北京政法學院學報1981年3期42頁。

(13) 康樹華「新中国成立以來的犯罪發展變化及其理性思考」中國刑事法雜誌1998年3期8頁。

(14) 安徽省肥東縣人民檢察院課題組「如何建立和完善檢察經費保障機制」孫謙主編『檢察論叢(第8卷)』(法律出版社、2004年)159頁。

た警察・検察・裁判所の職員は、再建後、従来の職場に呼び戻された。しかし、ただちに全てのスタッフが職場復帰を果たしたわけではなかった。例えば、彭真は警察の「人」について、「正直に言って、現在の警察隊伍は文化大革命以前に劣っている。文化大革命以前、我々の警察幹部は警察業務を熟知しており、政治的にも良好であった。現在、大量の新人を増員し、その多くは部隊から復員した者である。これらの者が良くないとはいえないが、彼らが過去に行ってきたのは警察業務ではない。あれだけ複雑な一連の警察業務を熟知しておらず、（警察に）入ったときには訓練も受けておらず、また折しも林彪、『四人組』のときであった」<sup>(15)</sup>と指摘する。ここから、文革中、警察に大量の新人が入ってきたことが分かる。また裁判所も、再建当初は文革期に下放された幹部が、幹部全体の10%ほどであったという<sup>(16)</sup>。

こうした専門知識を欠き、専門的な訓練を受けていない者が警察・検察・裁判所の大部分を占める状況の中、刑訴法を規定どおりに実施することは当面不可能であると判断された。そこで、刑訴法所定の法定期限を延長する措置が講じられた<sup>(17)</sup>。その嚆矢となったのが、1980年2月12日に採択された全国人大常委「刑事訴訟法の実施問題に関する決定」（同日施行）である。本決定2条は、「事件が過度に多く、事件処理人員が不足し、刑事訴訟法所定の捜査、起訴、1審、2審に関する期限に照らして事件を処理できないときには、1980年中は、省、自治区および直轄市の人民代表大会常務委員会の承認を経て事件処理期限を延長することができる」とし、1980年に限り、刑訴法所定の事件処理期限の延長を認めた。

しかし、この措置は1980年だけに限られなかった。それは、1981年9月10日に、全国人大常委が「刑事事件の処理期限問題に関する決定」を採択し、ハードケースまたは交通が不便な辺鄙な地方に限り、1981年

(15) 彭真「在全国公安局長会議上の講話」（1979年9月16日）『彭真2』188頁。

(16) 『当代審判工作（上）』135頁。

(17) この点については、田中信行「中国的法治の現段階——刑法・刑事訴訟法の実施をめぐる——」アジア経済旬報1288号（1984年3月上旬号）4～5頁が詳しい。以下の記述は、主に田中論文に拠っている。

から1983年までの間、同様の方法での期限延長を認めたからである<sup>(18)</sup>。

このようにして低い業務能力を理由として、刑訴法所定の法定期限の延長が認められたのであった。こうした状況の中で、犯罪激増という現実直面し、次節以降に見る犯罪対策が打ち出されたのであった。

## 2.2 1979年：全国都市治安会議

### 2.2.1 会議の方針

文革中から続く犯罪増加は、1979年に入るとさらにペースを上げて増加するとともに、凶悪化していった。同年下半年以降、多くの都市では犯罪者が徒党を組む、凶器を持って殺人、強盗、強姦、集団強姦などを行う重大事件が急激に上昇し、倍増した地方もあったという<sup>(19)</sup>。

こうした状況に直面し、刑法・刑訴法の施行<sup>(20)</sup>に先立つ1979年11月22

---

<sup>(18)</sup> その後、全国人大常委会は1984年7月7日に「刑事事件の処理期限に関する補充規定」を採択し、事件処理期限の延長を再び認めた。ただし、今回の事件処理期限の延長は1981年の決定とは以下の2点で異なる。ひとつは、本決定は時限立法ではない点である。つまり、事件処理期限の延長が制度として確定されたのである（現行刑訴法施行に伴い廃止）。もうひとつは、要件が異なる点である。すなわち、本決定は、①「重大犯罪グループの手による事件」、②「逃亡しながら犯行を重ねている重大ハードケース」、③「交通がかなり不便な辺鄙な地方の重大ハードケース」のいずれかの場合に限定しており、要件が厳しくなった。

<sup>(19)</sup> 『公安史稿』369頁。また、馬克昌主編『中国刑事政策学』（武漢大学出版社、1992年）277頁も同様に、「1979年8月以降、刑事事件の増え幅はわりあい大きく、重大事件・重要事件および悪質事件が絶え間なく生じていた」と指摘する。

<sup>(20)</sup> 「来年1月1日から両法を実施するために、各地では現地の党委員会の指導および強力な支持の下、中央の指示に照らして、少なくとも準備作業を行っており、しかもほとんどが両法を試験的に実施しており、両法施行の初歩的経験を蓄積している」との発言が示すように、一部では1980年1月1日の施行前に、「試行」されていたようである。（陶希晋「為刑法、刑訴法の切実実施而闘争——在中央政法幹校法制宣教班的報告」（1979年12月24日）同『新中国法制建設』（南開大学出版社、1988年）155頁）。また、浙江省■興县人民法院「実施《両法》試点的一些経験」人民司法1980年1期1頁以下（■は印刷状態が悪いため、解読不能）、河北省昌黎県人民検察院「認真按両法辦事 積極行使檢察權」人民檢察1980年1期15頁では、具体的な試行の状況が報告されている。そのため、本会議が開催された時期には、すでに両法が試行されていたものと思われる。

日から26日にかけて、全国都市治安会議が中共中央の決定に基づき開催された（以下、「(79年)都市治安会議」と呼ぶ）<sup>(21)</sup>。本会議は会議名が示すように都市、特に大・中都市（人口30万人以上の都市を指す<sup>(22)</sup>）の治安回復をテーマとするものである。

会議において彭真は大略次のような演説を行った<sup>(23)</sup>。

現在の治安状況は、全体的には良好であるが、最近の一部の大・中都市においては犯罪が猖獗を極めており、人民は不安におののき、女性にはひとりでは外出することも不安に思っており、生活・生産秩序が混乱に陥っている。労働者、幹部および市民はこうした状況を強く不満に思っており、広範な人民大衆は党および政府に対して犯罪者に厳しく打撃を加えるよう強く求めている。今こうしなければ、党および政府の失政〔失職〕とされてしまう。

今回の重点は大・中都市、特に北京、上海、天津などの大都市である。活動においては、専門機関と大衆との結合、教育と懲罰の結合を堅持しなければならない。今回の方針は、力を集中して、[現行]の殺人、強盗、強姦、放火などの社会秩序を由々しく乱す犯罪者、特に犯罪グループのリーダー、教唆犯を厳しく懲らしめることである。ただし、犯行が軽微な者、特に18歳未満の青少年については、ねばり強い教育改造および（悪の道からの）救出を心がけなければならない。また、捕まえても捕まえなくてもよい者は捕まえず、死刑に処しても処さなくてもよい者は死刑に処さない。

具体的には、力を組織して、上述の犯罪者を速やかに処理する。まず、典型的事案を処理して、中央または省クラスの新聞で公表し、法制教育を行う。また、犯罪者の自首を呼びかけ、ありのままに白状し

<sup>(21)</sup> 『公安大事要覽』441頁。なお、『公安史稿』370頁は「中央政法委員会」が開催したとするが、『公安大事要覽』448頁によると、中央政法委員会が正式に成立したのは、1980年1月24日である。

<sup>(22)</sup> 馬克昌・前掲注(19)612頁。なお、警察部・司法部「労働矯正および労働矯正被処分者の都市戸籍抹消の問題に関する通知」（1984年3月26日）二（二）は、次項で検討する「両方の決定」について、「大・中都市（すなわち人口30万人以上の都市）」（カッコ内は原文）とする。

<sup>(23)</sup> 彭真「關於整頓城市社会治安的幾点意見」『彭真2』198～203頁。

た者や他の犯罪を告発した者は寛大に処理する。

党委員会は、指導、認識および行動を統一し、今後短期間において、法に従い速やかかつ正しく刑事事件を処理するために、警察・検察・裁判所は党委員会の指導の下で共同事務処理<sup>(24)</sup>を行う。また、居民委員会、治防委、調停委員会を再建・再編・強化し、治安維持に対する民兵組織の積極的役割を発揮させる。軍隊は治安維持の後ろ盾であり、社会秩序回復を手助けする、と。

以上の彭真演説の骨子は、次の6点にまとめることができる。①党委員会の指導の下で、軍隊や民兵のみならず、大衆をも巻き込み活動を展開すること、②対象者（大・中都市の[現行]<sup>(25)</sup>の殺人、強盗、強姦、放火などの社会秩序を由々しく乱す犯罪者）に対する厳しく（重く）<sup>(26)</sup>、迅速な、そして正確な処罰、③犯行が軽微な者および未成年者に対する教育改造・救出[挽救]の強調、④メディアを利用した「法制教育」の展開、⑤党委員会指導の下での共同事務処理の実施、そして⑥以上の活動を展開し、治安回復を図らなければ「党および政府の失政」とされること、である。最終的に会議の結論としても、彭真演説と同様の点が指摘されている<sup>(27)</sup>。

ここでは、以下の2点について敷衍しておく。ひとつは、[現行]の

<sup>(24)</sup> 原文は[集体辦公]である。本稿では「共同事務処理」と訳すことにする。

<sup>(25)</sup> ここで[現行]との限定が加えられているのは、文革期間中に起きた紅衛兵や大衆による殴打・破壊・略奪などの刑事事件は慎重に処理するという、党中央の方針があったためであろう（中共中央「關於慎重處理“文化大革命”中打、砸、搶問題的通通知（節録）」（1978年8月13日）『司法手冊（1）』313～314頁）。つまり、[現行]という限定を加えることにより、文革期の事件との区別を図り、大・中都市における[現行]の治安事犯については重きにかつ速やかに処罰し、文革期の事件については党中央の方針に従い慎重に処理するとしたのである。そのために中共中央は、1979年12月9日にわざわざ「都市治安の整頓においては目標を集中し、[現行]犯に打撃を加えるべきことに関する通知」を出し、注意を喚起している（「關於整頓城市治安應集中目標打撃現行犯的通通知（節録）」同上250頁）。

<sup>(26)</sup> 江華（最高裁所長）は同会議において、「重きに従って処罰する」[従重処罰]と表現する（「搞好治安搞好安定團結是搞好四化的組成部分——在全国城市治安會議上的發言」人民公安（CD版）1980年1期7頁参照）。

<sup>(27)</sup> 「全国城市治安會議在北京召開」人民公安（CD版）1979年12期2頁参照。

治安事犯については「重きにかつ速やかに」打撃を加えよと指示する一方で (③)、犯行が軽微な者および未成年者についてはねばり強い教育改造・救出をも指示した (④) ことである。陶希晋はこうした方針を「懲罰と教育を結びつけ、教育を主とする方法」<sup>(28)</sup>と概括する。

未成年者かどうかは年齢を基準とするため容易に区別することができる。しかし、何をもちて犯行が「軽微」とするのかについては、必ずしも一義的に決めることができるものではない。そのため、「打撃」と「教育」をどこで線引きするのか、換言すると「敵対矛盾」と「人民内部の矛盾」をどこで線引きするのかは、その後の実務に混乱をもたらした。すなわち、刑事司法の担い手において、「現在の犯罪の大多数は青年であり、労働者、農民、幹部の子弟であり、これは人民内部の矛盾であり、人民内部の違法行為と考えている。そのため、彼らを法に従い重きにかつ速やかに懲らしめることに躊躇してしまう」という「人民内部の矛盾と敵対矛盾との区別」<sup>(29)</sup>の混乱が生じたのである。ここから、多くの事件が「2つの矛盾を誤ることを恐れ」、「人民内部の矛盾」として処理されたことが看取できよう<sup>(30)</sup>。そして83年嚴打の決定に際して、中央の政策決定者はこれを「打撃力不足」[打撃不力]の要因のひとつであると考えた<sup>(31)</sup>。

なお、ここで教育が強調されたのは、[綜合治理] (後の社会治安綜合対策 [社会治安綜合治理]) と呼ばれる新たな考え方の影響を受けたも

<sup>(28)</sup> 陶希晋・前掲注 (20) 154頁。

<sup>(29)</sup> 劉復之「堅決打撃刑事犯罪、争取社会治安根本好転」中国法学1984年1期58頁。

<sup>(30)</sup> 例えば、江西省では次のような状況であったという。「1979年11月および1981年5月の全国都市治安会議および5大都市治安座談会以降、全省の各級人民裁判所は社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を法に従い重きにかつ速やかに懲らしめてきたが、1983年上半期に至るまで、依然として打撃力不足の現象が存在していた。事件の科刑において重きに従ってを十分に具現化できていない裁判所もあれば、殺人を誤って傷害と認定したり、強姦・集団強姦犯について未遂や自白したなどの事由を過度に強調したり、本来ならば軽きに從う事由に属さないものも軽きに從う事由としたり、執行猶予を適用すべきでないのにこれを適用したりする裁判所もあった」(『江西省法院誌』104頁)。

<sup>(31)</sup> 後述3.1の劉復之の回顧、鄧小平の発言などを参照されたい。

のであると考えられる。この「綜合治理」というタームは、次節で検討する5大都市治安座談会紀要（いわゆる21号文書）において初めて党の文書で使用された概念である<sup>(32)</sup>（その後、国の公式文書にも登場するようになる）。

この考え方自体は、本会議に先立つ1979年8月に党中央が転達した、中共中央宣伝部等8部門「党全体が青少年の違法・犯罪問題の解決を重視するよう提案する報告」において示されている<sup>(33)</sup>。そこでは、「違法行為・犯罪を行った青少年について、我々の方針は教育、救出および改造に着眼すべきである。しかし、ごく少数の罪責が重い反革命分子およびその他の犯罪者については必ず法に従い懲らしめなければならない」とされた。要するに、教育と打撃の両者を用いるが、教育を主とするということである。

初期の段階において社会治安総合対策は、「党の統一的指導の下、国家机关、人民団体、工場・鉱山・企業、家庭、街道、学校、部隊および広範な人民大衆を動員し、心を合わせて協力し、相互に助け合い、一斉に行動し、各自がそれぞれの責任を負い、政治、思想、組織、経済、文化、教育、道徳、法律などの各手段を用いて、多面的に青少年の健全な成長を教育・保護し、刑事犯罪活動に厳しく打撃を加え、青少年の違法行為・犯罪を予防し、非行青少年を教育・救出し、社会治安の維持、人民民主主義独裁の安定化、社会主義現代化建設の順調な進展の保障との目的を達成することである」<sup>(34)</sup>と定義されていた。いわば国全体を挙げて行う犯罪（特に青少年犯罪）を抑制するための措置の総称であり、その主な内容は「教育」および「打撃」という手段による違法行為・犯罪の「予防」という目的の実現である<sup>(35)</sup>。

<sup>(32)</sup> 公安部政治部・前掲注（6）293頁。

<sup>(33)</sup> 蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』（法律出版社、1996年）115頁。なお、建国後の「反革命鎮圧」、「三反五反」で採られた「懲罰と教育を結びつける原則」は社会治安総合対策にはかならないとする見解もある（北京法学会「關於社会治安綜合治理的幾個問題」法学雜誌1984年6期13頁参照）。

<sup>(34)</sup> 郭翔・馬晶森「論綜合治理——兼析解決青少年犯罪的根本対策」郭翔・許前程等編『綜合治理的理論与实践』（出版社不明、1984年）2頁。

<sup>(35)</sup> 本刊特約評論員「嚴厲打撃刑事犯罪活動与綜合治理」法学1983年9期1頁

さて、もうひとつは、党委員会指導下の共同事務処理（⑤）というやり方が指示されたことである。例えば、遼寧省瀋陽市では1980年に以下のような共同事務処理が行われたという<sup>(36)</sup>。

被疑者を捕まえた後に、警察・検察・裁判所3機関は資料を閲覧し、事案の把握に努める。警察は預審しながら調査を行い、検察は幹部を派遣して証拠を審査しながら、監督を実施する。警察が起訴意見書を起草し、検察が起訴するかを検討する。警察と検察が別々に事件処理をしているときに、裁判所は経験豊富な裁判官を選出し、一方で事案の把握と証拠の審査を行わせ、他方で開廷の準備作業を行わせる。また、事実が明らかではなく、または証拠が不足するときは、警察・検察・裁判所が共同で事実調査、検討、証拠収集を行う。そして、検察が起訴を決定すれば、裁判所はただちに起訴状謄本を被告人に送達し、期限の規定に従い開廷する。

このように、共同事務処理とは、「速やかに」かつ「正しく」刑事手続を進めるために、警察・検察・裁判所が事実や証拠の面で問題がある場合は協力一致して解決を図り、その後は、検察の起訴や裁判所の裁判は各自で行う、というものである。上に掲げた例では党委員会が全く登場していないが、彭真の発言やその後の実態から、当然に党委員会の指導の下で行われたものと推測される。

しかし、こうしたやり方は、中国の学界において、警察・検察・裁判所の役割分担を実質的に喪失させ、刑訴法所定の相互制約の原則に反するものと批判されている<sup>(37)</sup>。ところが、最高裁の見解では、「問題を発見し、意見を提起し、共同で検討し、早めに解決することは一種の制約

---

は、社会治安総合対策とは「概括的にいうと、ひとつは打撃であり、もうひとつは教育である」とまとめる。

<sup>(36)</sup> 「集体辦公 密接配合 瀋陽市公檢法機關及時公判處理一批重大案件」人民公安1980年3期（CD版）8頁。

<sup>(37)</sup> 例えば、「この間に求められるのは一致のみであり、制約はなく、また法による相互協力も語るに及ばない」（石泰峰「政法体制改革芻議」複印報刊資料法学1987年3期38頁〔原載：江海学刊（経済社会版）1987年1期〕）、「共同事務処理を行ない、協力・協調を強調し、監督、制約を軽視する 경우가多々ある」（胡学相『量刑的基本理論研究』（武漢大学出版社、1998年）225頁）などである。

である」<sup>(38)</sup>というロジックから、相互制約の原則は維持されているといわれている。

### 2.2.2 法的対応

以上の都市治安会議で打ち出された「重きにかつ速やかに」の方針を実現するために、採択後間もない刑法・刑訴法の規定を死文化させる時限的修正が、ひっそりと行われた（時期を特定できないため、「施行後」かどうかは分からない）。それは、刑法・刑訴法が最高裁の専権事項と定める死刑許可権を、全国人大常委会の決定に基づき高裁に委譲するというものである。

ここで、まずもって指摘しておくべきことは、当時施行されていた78年憲法によると、かかる立法は違憲と考えられることである。すなわち、同法25条3号によると、全国人大常委会の職権は、「憲法および法律を解釈し、法令を制定する」とされている。死刑許可権を高裁に委譲する文書を法令と考えれば、形式的には合憲となる。しかし、たとえそう解することができたとしても、その内容が事実上、刑法・刑訴法の内容を変更するものであるならば、法令によって法律<sup>(39)</sup>を改正したことになる。しかし、憲法は全国人大常委会に法律の改正権限を与えていない。この意味で違憲と考えられるのである。さらに付け加えるならば、当該文書は「通知」と呼ばれており、それが果たして憲法25条3号の意味における「法令」といい得るものであるのかすらさえ疑問である。

また、ここで「ひっそり」というのは、実は当時の『全国人民代表大会常務委員会公報』<sup>(40)</sup>や『人民日報』を見ても、これに関する記述がなく、また公表された形跡もないからである。そのため、いつ、どのような形で死刑許可権の委譲が決定されたのかが明らかではない。

しかし、その手がかりが全くないわけでもない。それは、「内部文書」（一般人には非公開）である『中華人民共和国法律規範性解釈集成』<sup>(41)</sup>

(38) 「第九次全国人民法院工作會議紀要」（1983年11月21日）人民司法1984年1期3頁。

(39) 「法律」の制定は全国人大の専権事項である（78年憲法22条2号）。

(40) 『全国人民代表大会常務委員会公報』は1980年に復刊されたばかりである。

(41) 『中華人民共和国法律規範性解釈集成』（吉林人民出版社、1990年）942～943頁。

に掲載されている以下の2つの通知である。

ひとつは、1980年3月6日付の「全国人民代表大会常務委員会通知」である。本通知は次のように通達している。すなわち、5期全国人大常務委員会13回会議は、両高が2月9日に提出した提案に基づき、速やかに治安事犯に法に従い懲罰を科し、安定団結を守るために、「2月12日に、下記のことを承認した。すなわち、1980年内、[現行]の殺人、強姦、強盗、放火などの由々しき罪を犯し、死刑に処すべき事件については、最高人民裁判所は省、自治区および直轄市の高級人民裁判所にその許可を授権することができる」、と。つまり、本通知は、両高の提案に基づき、1980年2月12日の全国人大常務委員会13回会議において、最高裁が死刑許可権を高裁に委譲することが承認されたとする<sup>(42)</sup>。

もうひとつは、1980年3月18日付の最高裁「いくつかの種類の[現行]犯について高級人民裁判所に死刑の許可を授権することについての若干の具体的規定に関する通知」である。本通知は、「全国人民代表大会常務委員会〔80〕人大常会字第10号通知に基づき、1980年内、1月1日から、警察機関が立案・捜査し、人民検察院が起訴した[現行]の殺人、放火、強盗、強姦などの由々しき罪を犯し、死刑に処すべき事件について、当裁判所はすでに各高級人民裁判所にその許可を授権した」と記す。この時点(1980年3月18日)において、最高裁が全国人大常務委員会の「〔80〕人大常会字第10号通知」を根拠として、すでに高裁に死刑許可権を委譲していたことは間違いない。

ここで、3月6日付の全国人大常務委員会通知と全国人大常務委員会の「〔80〕人大常会字第10号通知」の関係が問題となる。両者が同じ文書を指すということを明示する資料は管見に及ばない。しかし、全国人大常務委員

---

<sup>(42)</sup> 周道鸞『単行刑法与司法適用』(人民法院出版社、1996年)61頁も「1980年2月12日」とする。なお、王漢斌は後述(2.3.2Ⅱ参照)の「死刑事件許可の問題に関する決定」の草案を説明する際に、1979年11月の全国人大常務委員会13回会議が決定したと述べる(「關於加強法律解釋工作等三個決定(草案)的說明(節録)』『刑法立法資料(上)』569頁参照)。だが、1979年11月27日付の『人民日報』は、全国人大常務委員会12回会議の記事を掲載し、1980年2月6日付の同紙は、同月5日から同13回会議が始まったことを告げる。草案説明の誤植と思われる。

同じ時期にわざわざ同じ内容を重複して承認する合理性ないしは必要性はないといえよう。故に、両者は同一の文書を指しており、単に呼び方が異なるだけと考えるのが自然であろう。したがって、「1月1日から、警察機関が立案捜査し、人民検察院が起訴した」事件に本措置を適用することは遡及適用となる。

とはいえ、刑事訴訟法の遡及適用が、学理上、ただちに問題となるわけではない<sup>(43)</sup>。しかし今回の時限的修正は、その内容から見て、「少殺」政策を実現し、誤判を防止するためにわざわざ設けられた最高裁による死刑再審査手続を実質的に空洞化させるものである。実際に実務では、「現在、最高人民法院は一部の死刑事件の許可を各高級人民裁判所に授権している。このことは、高級人民裁判所が同一の死刑事件について2審機関であるとともに、死刑許可機関でもあることを意味している。司法実務が明らかにするところによると、中級人民裁判所が被告人に死刑判決を下した後、99%の被告人が上訴する。被告人が上訴した後、2審手続と死刑再審査手続はひとつの手続に併合される。高級人民裁判所は原判決維持の決定を下した後、判決書の最後の部分に、『最高人民法院が高級人民裁判所に一部の死刑事件の許可を授権する規定に基づき、本判決は死刑の判決を許可する』と記す<sup>(44)</sup>」というように運用されているといわれている。つまり、本来ならば別の手続である、2審手続と死刑再審査手続が併合して行われるようになったのである<sup>(45)</sup>（中国

<sup>(43)</sup> 日本でも同様であり、刑事訴訟法実施法2条および4条は、「公訴提起を標準として、以前に公訴提起のあった事件については旧法主義、以後の事件については混合主義をとった」とされている（田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1999年）9頁）。

<sup>(44)</sup> 蕭勝喜『死刑復核程序論』（中国政法大学出版社、1989年）92頁。

<sup>(45)</sup> 実際の裁判例を見ても、「合二为一」が通例化しているようである。例えば、「李宗虎強姦殺人後又盜走他人財物案」最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選（1992—1999年合訂本）（刑事卷・上）』（中国法制出版社、2000年）370～372頁では、2審の死刑裁定がすなわち死刑を許可する裁定であるとされている。また、「寇琦故意殺人案」国家法官学院・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（1999年刑事審判案例卷）』（中国人民大学出版社、2002年）403～407頁でも、2審と同時に死刑再審査手続も進めたと記されている（2審の裁定日と死刑許可日は同一である）。

では〔合二為一〕と呼ばれている)。

こうした時限立法および運用が死刑再審査手続を死文化させていることはいまでもなからう<sup>(46)</sup>。刑事訴訟法の根幹部分についての変更が、一般市民が知り得ない違憲と考えられる法改正によって、遡及適用されたことになる。

最後になるが、その目的は全国人大常委会および最高裁の通知からうかがえるように、業務処理能力が低い状況の中で、速やかに治安事犯に打撃を加えるためである<sup>(47)</sup>。

## 2.3 1981年：5大都市治安座談会

### 2.3.1 座談会の方針と総合対策の登場

表I-1から明らかなように、1976年以降、立案件数、検挙件数、1審新受件数は多少の起伏はあるものの、全体としては右肩上がりであった。1981年はまさにこれらがピークに達した年である(第4次犯罪ブームといわれている<sup>(48)</sup>)。

この時期とりわけ目立ったのは、再犯の増加である。王漢斌(全国人大常委会法制委員会副主任)は、次項で検討する「両労の決定」の草案を説明する際に、「北京市が本年第1四半期に処理した者のうち、労働改造施設、労働矯正施設から脱走または期間満了で釈放された者の再犯が42%を占めた」<sup>(49)</sup>と述べる。(元)労働矯正被処分者による犯罪も「再犯」とされており、当時の立法機関が労働矯正と刑罰とを厳密に区別し

<sup>(46)</sup> 浅井敦は、死刑許可権の高裁への委譲、死刑条文の大幅増設および公開処刑の存在を挙げ、「立法の当初そこにこめられた死刑制度の理念は、その後相当の変容を強いられてきているように思われるのである」と指摘する(「中国刑事法の変遷と展望」ジュリスト919号(1988年)49頁)。筆者も同感である。

<sup>(47)</sup> なお、この点について田中信行は、「過去2度にわたる改正(今回の時限的修正および後述81年の死刑許可決定を指す)が、主として最高人民法院の業務処理能力(の不足)を理由に、本手続(死刑再審査手続を指す)を高級人民法院に暫時委譲し、刑事訴訟法を全面的に実施するまでの過渡的措置としていた」と指摘する(前掲注(17)14頁)。

<sup>(48)</sup> 曹鳳『第五次高峰——当代中国的犯罪問題』(今日中国出版社、1997年)13頁。

<sup>(49)</sup> 王漢斌・前掲注(42)568頁。

ていなかったこともさることながら、ここでは、わずか3ヶ月という短期間であるとはいうものの、処理した者の42%が再犯者であったという事実がその深刻さを物語っているといえよう。労働による教育を通じて犯罪者を真人間に更正させるという労働改造の理念と現実の乖離がはなはだしかったのである。そして、このことは他方において、先の79年都市治安会議で打ち出された対策では、犯罪増加に歯止めをかけることができなかったことを意味しよう。

こうした事態を受けて、1981年5月中旬、中央政法委員会は中央書記処の承認を得て、北京、天津、上海、広州、武漢の5大都市治安座談会<sup>(50)</sup>を開催した。

本会議では、政法部門とはもっぱら治安維持〔治安工作〕を担う機関であり、以下の任務を果たさなければならないとされた。それは、①極少数の殺人犯、放火犯、強盗犯、強姦犯、爆破犯その他の社会に由々しき危害を及ぼす〔現行〕の犯罪者を引き続き法に従い重きにかつ速やかに処罰し、打撃力不足の現象を是正しなければならないこと、②大量に上る軽微な違法行為を行った者については、刑罰や労働矯正に処さず、党全体・社会の力に依拠して教育・感化・救出し、犯罪を予防しなければならないこと、③一部の〔現行〕の刑事犯については、情状に応じて区別して対処し、労働矯正に処すべき者は労働矯正に処し、拘留すべき者は拘留し、刑罰を科すべき者については刑罰を科すこと、の3点<sup>(51)</sup>である。

---

<sup>(50)</sup> 「京、津、瀘、穗、漢五大城市治安座談会紀要（節録）」『司法手冊（2）』311頁以下。

<sup>(51)</sup> 彭真も「5大都市治安座談会で解決した問題のうち、最も重要なことは次の3点であると思う。ひとつは、全党を動員し、大衆に依拠して治安を管理し、『綜合治理』を実施することを強調したこと。もうひとつは、打撃力不足および打撃が速やかではない〔打撃不及時〕現象を是正し、極少数の〔現行〕の重大犯罪者を法に従い重きにかつ速やかに懲罰し、犯罪活動の増長する気炎に集中的打撃を加え、それを制圧するよう決断するようはっきりと提起したこと。最後は、大多数の一般の刑事犯、違法行為・犯罪者を状況に応じて処置し、特に非行青少年に教育、感化、救出を実施することを強調したことである」と指摘する（『中国社会治安綜合治理年鑑（1991～1992）』（法律出版社、1996年）8頁。筆者未見。引用は、嚴厲「嚴打的理性審読」『刑事政策検討』239頁による）。

これら3点については、79年都市治安会議でも言及されていたことであり、実質的な変化はない。目新しいことといえば、「法に従い重きにかつ速やかに」というテーゼが打ち出されたこと、および「重きにかつ速やかに」の対象に爆破犯が加えられた<sup>(52)</sup>ことである。このほか、「重大事件・ハードケースについては、党内で共同事務処理を実施し、法に従い各自の職責を尽くすべきである」とし、党内部での共同事務処理が指示されていることも付け加えておく。

また、彭真は本座談会において、犯罪対策および事件処理のあり方を次のように指示した。

まず犯罪対策のあり方については、現在の犯罪は「主に人民内部で生じており、大多数は青少年、青年労働者および学生であり、基本的大衆（労働者、農民、インテリゲンチア、幹部）の子弟であり、……彼らは社会秩序の紊乱者であるばかりか、林彪、『四人組』反革命集団の毒を受けた被害者でもある。我々は、……彼らに対しては、情熱をもって、ねばり強くきめ細やかに看護、教育、感化、改造しなければならない。打撃や懲罰のみに頼ってはいけない」<sup>(53)</sup>（カッコ内は原文）と指摘し、社会治安総合対策の「教育」面をとりわけ強調する。ここでは現在の主要な問題は人民内部の矛盾であり、それらについては教育を重視しなければならないという考えが示されている。「教育を主とする」方針が改めて確認されたことになる。

次に、事件処理については、有罪基準を引き下げる「2つの基本」（〔兩個基本〕）が打ち出された。この考え自体は、1980年2月に彭真が広東省を視察した際にすでに示されていた<sup>(54)</sup>が、全国的に「2つの基本」

<sup>(52)</sup> 爆破犯が新たに付け加えられた背景として、田中信行は「80年10月29日の北京駅爆弾事件が大きく影響しているであろう」と指摘する（前掲注（17）21頁参照）。

<sup>(53)</sup> 彭真「在五大城市治安座談会上的讲话」（1981年5月21日、22日）『彭真1』406頁。

<sup>(54)</sup> 1980年2月1日に彭真が広東省および広州市の警察・検察・裁判所活動報告会にて在席した関係者にその考えを示したのが最初であるという（張穹「關於『嚴打』整治鬭爭中的法律適用的幾個問題」『嚴打法律適用指導』13～14頁）。なお、その発言内容については、彭真「在広東省和広州市公檢法匯報会上的讲话要点」（1980年2月1日）『彭真2』213頁参照。

が指示されたのは本座談会が初めてであると目される。

彭真はその内容を、「確実な基本的証拠があり、基本的情状がはっきりしていれば、判決を下すことができる。ひとつの事件で複数の罪に及ぶときでも、主な犯罪行為の証拠が確実であれば判決を下すことができ、各犯罪者の犯行全てを細部にわたり明らかにしなければならず、各証拠を全て手に入れなければならないとの要求は極めて困難であり、また一部の枝葉的なものは判決にとって何の役にも立たない<sup>(55)</sup>と説明する。要するには、枝葉にこだわらず、基本的な事実が明らかで、基本的な証拠が確かであればよいというのである（現在においては、「基本的事実が明らかで、基本的証拠が確かであること」とテーゼ化されている）。

有罪と認定する基準について、刑訴法に規定はない。しかし、100条は公訴提起の基準として、「犯罪事実がすでに明らかにされており、証拠が確実かつ十分」であることを求めており、学説は一般的に本条を援用して有罪認定の基準としている。例えば、「求められる証明の程度（またはその基準）は、客観的真実である。その内容は次の2つである。ひとつは、事件の事実、情状が明らかであること、もうひとつは証拠が確実で、十分であること<sup>(56)</sup>（カッコ内は原文）」という説明である。

「犯罪事実がすでに明らかにされており、証拠が確実かつ十分」が有罪認定の基準であることを前提として、刑訴法100条と彭真発言を比較すれば（表2-2参照）、証明の内容およびその求められる程度が引き下げられたことは一目瞭然といえよう<sup>(57)</sup>。この意味で、これは「有罪基準を引き下げる」と述べたと解すべきである。

<sup>(55)</sup> 彭真・前掲注（53）409頁。

<sup>(56)</sup> 陶髦主編『刑事訴訟法学』（高等教育出版社、1993年）229～230頁。

<sup>(57)</sup> ただし、中国の学界においては、「2つの基本」が有罪基準を引き下げたか否かについて、なお争いがある。例えば、劉樹選・王雄飛「“兩個基本”与刑事証明研究——兼論“錯案”、“錯案責任”和“錯案賠償”的界定」『嚴打中的法律与政策適用』、王平「刑罰輕重的根拠——兼論“嚴打”」政法論壇2002年2期、顧蕭榮・遊海東「20年来中国刑事政策的回顧与研究」『刑法学文集（2003）』など。

表 2-2 「2つの基本」と刑訴法100条

刑訴法100条	「2つの基本」(彭真発言)
犯罪事実	犯罪の基本的事実
証拠が確実	基本的な確かな証拠 or 確実な基本的証拠 <sup>(58)</sup>
証拠が十分	なし

### 2.3.2 法的対応

5 大都市治安座談会を受けて行われた主な立法的手当は、次の2つである。ひとつは、全国人大常委会が1981年6月10日に制定した「両勞の決定」(同年7月10日施行)である。もうひとつは、同日に採択・施行された全国人大常委会「死刑事件許可の問題に関する決定」(以下、「死刑許可決定」と呼ぶ)である。以下、順にその内容を見ていこう。

#### I 両勞の決定

本決定は制定文において、「現在社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者の中で、労働改造施設、労働矯正施設から脱走し、または刑期満了で釈放後犯罪を継続し、何度注意しても改めない者たちが相当数に上る。社会治安を維持し、労働改造犯と労働矯正被処分者に対する教育改造を強化するために、特に以下の決定をする」と述べる。そして、この目的を実現するために、本決定は主に以下の4点の改正を行った。

##### ① 再犯制度の創設

刑法には累犯に関する規定はあるが、再犯一般は規定されていない。本決定で創設された再犯は、累犯と比較すると、要件が緩和されており、また法的効果も重くなっている。

<sup>(58)</sup> 表現は若干異なるが、中国の実務界および学界では「確実な基本的証拠」と理解されているようである(最高検「刑事犯罪に厳しく打撃を加える闘争における法律の具体的運用の若干の問題に関する答復」(1984年1月9日)、崔敏主編『刑事証拠理論研究綜述』(中国人民公安大学出版社、1989年)84~85頁、許惟尤・雲鳳柏「關於開展“嚴打”整治闘争的法律思考」『嚴打中的法律与政策適用』166頁など)。

刑法が定める累犯は、学説上、一般累犯（刑法61条1項）と特別累犯（同法62条）に分けられる<sup>(59)</sup>。前者は、前犯・後犯ともに故意犯であり、前犯について有期懲役刑以上の刑罰に処せられ、当該刑罰執行完了後、または赦免後3年以内に、有期懲役刑以上に相当する後犯を犯すことを要件とする。後者は、前犯・後犯ともに反革命の罪でありさえすればよい。両者の法的効果に違いはなく、ともに「重きに従って処罰しなければならない」。

他方、本決定2条2項は、労働改造犯、すなわち拘役刑以上に処せられた者が、脱走後または刑期満了で釈放後、再び罪を犯したときは、前者については「重きに従って処罰し、または加重処罰する」、後者については「重きに従って処罰する」とする。本規定と一般累犯との要件面における差異は以下の3点である。すなわち、(i) 後犯についての時間的制約がないこと、(ii) 一般累犯の前犯は「有期懲役刑」以上であることを必要とするが、本規定は「拘役刑」以上であれば適用できるとしたこと、(iii) 一般累犯の後犯は「有期懲役刑」以上であることを必要とするが、本規定は刑罰であれば適用できるとしたこと、である<sup>(60)</sup>。また、その法的効果については、脱走後の再犯について「加重処罰」を認めた点を挙げることができる。

このように、本決定は刑法所定の累犯よりも適用対象は広く、またそ

---

<sup>(59)</sup> 高銘暄主編『刑法原理と実務』（高等教育出版社、1996年）166～168頁。現行刑法においても同様である。なお、刑法規定は以下のとおりである。

「有期懲役以上の刑罰を言い渡された犯罪者が、刑罰執行完了または赦免の後、3年以内に再び有期懲役以上の刑罰を言い渡すべき罪を犯したときは、累犯であり、重きに従って処罰しなければならない。ただし、過失犯罪はこの限りでない」（61条1項）。

「刑罰執行完了または赦免された反革命分子は、いかなるときであろうとも再び反革命の罪を犯したときは、累犯をもって論じる」（62条）。

<sup>(60)</sup> なお、小口彦太『現代中国の裁判と法』（成文堂、2003年）174～175頁は、「後罪は故意犯に限定されず、過失犯についても適用は可能である」とする。確かに条文上は故意犯という限定はない。ただし、本決定の草案説明（王漢斌・前掲注（42）570頁参照）は、後犯を故意犯に限定すると明示しており、また最高裁スタッフによるコンメンタールでも故意犯に限定するとされているため、実務上、故意犯に限定されていたものと思われる（周道鸞・前掲注（42）105頁）。

の効果も重い再犯制度を創設したのである<sup>(61)</sup>。

## ② 労働矯正と刑罰の同等視

本決定1条2項1段は、「労働矯正被処分者が矯正処分解除後3年以内に罪を犯し、または脱走後5年以内に罪を犯したときは、重きに従って処分する」とする。本規定は、刑罰ではない労働矯正についても、「脱走後5年以内」という制約が付け加えられているが、再犯とほぼ同様の要件の下で、再犯と同じく「重きに従って処分する」とする。つまり、労働矯正も実質的には「再犯」の射程に入れられたのである。こうした措置は、当時、[行政強制措置]であると性格づけられていた労働矯正が刑罰である労働改造と同等視されていることを示すものといえよう<sup>(62)</sup>。

## ③ 脱走後または報復目的の犯罪に対する罰則強化

本決定2条1項は「労働改造犯が脱走後また罪を犯したときは、重きに従い、または加重処罰する」とし、刑法に規定のない「加重処罰」を創設した（加重処罰については1.2.1Ⅱ参照）。脱走後の再犯といった日本では極めて例外的と思われる事由がわざわざ規定されているのは、当時、監獄や労働矯正施設から脱走する者が非常に多かったからにほかならない。「この1年間（1980年を指す）で脱走した労働改造犯は、全国で3万人に上り」<sup>(63)</sup>、また大慶市では「1980年8月、脱走した労働矯正被処分者は47名で、収容されている労働矯正被処分者の16%であった。1981年5月、脱走した労働矯正被処分者は71名に増え、当時の被収容者の22%であった」<sup>(64)</sup>という指摘から、当時の脱走状況の深刻さをうかがうことができよう<sup>(65)</sup>。

<sup>(61)</sup> 本決定施行後における累犯（特に一般累犯）と再犯の関係については、小口・同上が詳細な分析を行っているため、同論文を参照されたい。

<sup>(62)</sup> 小口・同上172頁、曲新久『刑事政策的権力分析』（中国政法大学出版社、2002年）150頁。

<sup>(63)</sup> 魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場経済条件下犯罪与对策』（群衆出版社、1995年）55頁。

<sup>(64)</sup> 『大慶市誌』639頁。

<sup>(65)</sup> 警察部「第8回全国労働改造業務会議紀要」（1981年9月9日）によると、1980年の全国の脱走者は前年比47%増、前々年比148%増であり、1981年上半年は前年同期比89%であったという（具体的な数字は不明）。

また、3条は「労働矯正被処分者、労働改造犯が告発者、被害者、関係司法勤務人員、および違法・犯罪行為を制止した幹部、大衆に対して凶行報復したときは、その犯した犯罪行為について法律規定に照らして重きに従い、または加重処罰する」と定める。ここでも刑法典に定めのない「加重処罰」が規定されている。報復目的で行った犯罪に対する罰則強化も、報復行為が目立っていたからである。ここで具体的な数字を挙げることはできないが、本決定の草案説明では、「現在一部の違法行為・犯罪者は、告発者、被害者および事件を処理した警察、検察、裁判所の職員と彼らの違法・犯罪活動を制止した幹部、大衆に対して狂気じみた凶行報復を行い、一部の勤労大衆が犯罪活動と大胆に闘争できなくなっており、はなはだしきに至っては、『善人が悪人を恐れる』といった極めて異常な現象が生じている」<sup>(66)</sup>との認識が示されており、報復現象の深刻さをうかがうことができる。

#### ④ 両労人員の社会からの隔離

両労人員（労働改造犯および労働矯正被処分者の総称）を社会から隔離するために、本決定は2つの措置を定める。ひとつは、「強制残留」[強制留場就業]である。「強制残留」とは、刑期満了後または労働矯正処分期間満了後も、強制的に監獄または労働矯正施設に留め、そこで生活・就業させることを指す<sup>(67)</sup>。刑期が満了しても釈放されないのである。刑法は一体何のために法定刑を定め、また裁判で一体何のために宣告刑を決定するのか、という根本的疑問を生じさせる。

本決定によると、(i) 両労人員の再犯は一律に（1条2項2段、2条2項）、(ii) 両労人員が改めて労働矯正処分に付されたときは原則として（1条2項3段、2条3項後段）、また (iii) 思想改造の跡が認められない労働改造犯（2条4項）も強制残留となる（ただし、(i) の場合、「前犯」が労働矯正であったときは、「思想改造の後が確かに認められる者」以外が強制残留となる）。いずれも刑罰・労働矯正処分を終

<sup>(66)</sup> 王漢斌・前掲注(42) 570頁。

<sup>(67)</sup> 強制残留者の待遇については、「政治的権利を剥奪された者以外は公民権を有するが、監督改造を実行しなければならない。経済的には同じ業務には同じ報酬が実施される」とされている（同上紀要参照）。

身拘禁化する危険を孕んだものであるといえよう。とりわけ (iii) に至っては、「思想改造の跡が」認められるか否かという実質的判断であるため、恣意的に運用される危険を孕んでいる。しかも、強制残留するか否かの決定は、裁判を経ることなく、行政機関である労働矯正管理委員会によって行われるのである。

なお、本決定施行以前においても受刑者については、服役期間が終了しても監獄に残留させられる（する）場合もあった（以下、「一般残留」と呼ぶ）<sup>(68)</sup>。しかし、その対象は改造状態がよくない者や帰るべき家もなく就くべき仕事もない者であり、服役終了後の具体的状況を判断した上でのことであった。一般残留に治安維持のために服役期間が終了しても残留させるという目的が存在したことは確かであるが、本決定（i）および（ii）のように判決・裁定時に決まるものではなく、また労働矯正被処分者はその対象ではなかった<sup>(69)</sup>。

もうひとつは、都市戸籍の抹消である。本決定1条2項3段は、労働矯正被処分者が処分解除後3年以内または脱走後5年以内に再び労働矯正処分に付されたときは、都市戸籍を抹消できる、とする。労働矯正被処分者ですら都市戸籍が抹消されるのであれば、当然に労働改造犯についても都市戸籍が抹消されるのではないかと思われるが、本決定には本条以外に都市戸籍抹消を定める条文はない。したがって、都市戸籍抹消措置は、こうした労働矯正被処分者のみを対象とすることになるはずである<sup>(70)</sup>。

こうした本決定の狙いは、打撃力不足を是正するための罰則強化、す

<sup>(68)</sup> 本決定以前における「留場就業」については、田中信行「中国における受刑者労働の現状と問題点」法政理論25巻4号（1993年）が詳しい。

<sup>(69)</sup> なお、本決定制定後間もなく配布された警察部「第8回全国労働改造業務会議紀要」では、強制残留について「確かに改造された者については原則として元の居住地に帰してもよい」という方針が打ち出されている。強制残留であっても改造状態が良好であれば、社会復帰が可能となった。

<sup>(70)</sup> なお、本決定の草案説明には、「住居が都市にある者については、さらに本人の都市戸籍を抹消し、彼らを違法・犯罪活動を容易に行えない地方に移送し、労働矯正または労働改造を行ない、期間満了後施設に留めて就業させ、元の大・中都市に帰してはならない」（王漢斌・前掲注（42）570頁）との件があり、労働改造犯についても都市戸籍抹消処分が予定されていたことがうかがえる。

なわち打撃の強化による犯罪の予防、および両労働員を社会、特に大・中都市から隔離し、再犯の機会を与えないことによる犯罪の予防という2点に集約することができよう<sup>(71)</sup>。

そして本決定は、次の2つの意味において労働矯正、そして刑罰に根本的な変化をもたらした。ひとつは、罰則強化の一翼を担う労働矯正の実質的刑罰化の進展である。先述(1.2.2参照)のように、本決定以前において、労働矯正は刑事処分に至らない者に対する制裁のみならず、生活の術がない者に対する更正支援という性格をも持ち合わせたものであった。しかし、本決定により労働矯正の実質的刑罰化が進み、逆にその更正支援という性格は大幅に後退することになった。そして、こうした流れはその後、1982年1月21日に国務院が下達した警察部「労働矯正試行辦法」により決定づけられたのであった。すなわち、本辦法10条各号は、労働矯正の対象行為として、①罪責が軽微で、刑事処分に至らない反革命分子、反党反社会主義分子、②徒党を組んで殺人、強盗、強姦、放火などを行う犯罪グループにおいて、刑事処分に至らない者、③無賴、売春、窃盜、詐欺などの違法・犯罪行為を行い、何度論しても改めず、刑事処分に至らない者、④多衆を集めて喧嘩し、言いがかりをつけてもめ事を起こし、または騒ぎを煽動するなどして社会治安を乱し、刑事処分に至らない者、⑤職に就きながらも長期にわたり労働を拒絶し、労働規律を破り、しかも絶えず理由なく騒ぎを起こして生産秩序、業務秩序、教育科学研究秩序または生活秩序を乱し、公務を妨害し、勧告または制止を聞き入れない者、⑥他人に違法・犯罪行為を教唆し、刑事処分に至らない者の6点を定める。

本辦法が定める労働矯正の対象行為の特徴は、違法・犯罪行為を行ったが「刑事処分に至らない者」という点に集約することができる。この

---

<sup>(71)</sup> 王漢斌は、両労働員を大・中都市に帰さなくしたことは、「都市の治安を維持するために必要なことばかりか、またこれらの者に再び罪を犯させないようにすることができ、その教育改造にプラスである」とする(同上)。ここでは一見、教育改造が重視されているようであるが、こうした措置が両労働員の教育改造に結びつくかどうかは疑わしい。そもそも、先述のように再犯者が多く、また監獄や労働矯正施設からの脱走者が多い状況の下では、単に社会から隔離して再犯させないという目的を粉飾するための建前であると思われる。

点、「生活の術がない者」を「自活する人間に改造する」ことを目的のひとつとしていた57年決定とは異なる。いわば本辦法所定の労働矯正は、処罰の側面が大幅に強化された処分なのである<sup>(72)</sup>。

もうひとつの変化は、両労人員の社会からの隔離がもたらしたものである。すなわち、「両労の決定」が定める強制残留は、両労人員の社会復帰という理念を掲げる労働改造刑および労働矯正を、「実質的には一般社会への復帰を放棄した隔離措置へと変質」<sup>(73)</sup>させた。

そして本決定公布後、北京市では「党委員会の統一的指導の下、警察・検察・裁判所の3機関が関係分野と密接に協力し、強大な政治的攻勢および広範な法制宣伝教育を展開し、著しい成果を挙げた。7月上旬までに、市全体で1万9700名余りの者が素直に自供し、各種の問題および手がかりを3万3400件強提供した。……市外に脱走していた者の97%が自主的に労働改造施設、労働矯正施設に戻ってきた。同時に、脱走者も大幅に減少し、『決定』公布前の40日間と比べて、73.5%減少した」<sup>(74)</sup>といわれており、本決定の改正が高く評価されている。とりわけ、④で見た都市戸籍抹消の効果が芳しかったようである。『「今、我々のとるべき道はひとつしかない、以前の過ちを改め、新しく生まれ変わるのだ」、『縛られるのも殴られるのも怖くない。ただ、都市戸籍を抹消されるのが怖い』、『この決定を見て、背筋が凍りついた』などという者もいた」<sup>(75)</sup>、「以前は、短期刑を科されたり、労働矯正処分に付されたりするのを恐れない犯罪者もいたが、彼らでも北京などの都市から

<sup>(72)</sup> 夏宗素主編『労働教養制度改革問題研究』（法律出版社、2001年）68頁。陳興良はこの変化について、「治安機能が主導的地位を占めている」と評する（「中国労働教養制度研究——以刑事法治為視覚」儲槐植・陳興良・張紹彦主編『理性与秩序 中国労働教養制度研究』（法律出版社、2002年）162頁参照）。また、但見亮「中国の行政拘禁制度改革——労働教養制度改革の議論に関連して——」比較法学38巻1号（2004年）103～105頁も、文革後に労働矯正の「治安維持機能」がさらに突出したと指摘する。

<sup>(73)</sup> 田中信行「労働矯正の強化と人権の危機」中国研究月報1983年6号15頁。なお、この指摘は労働矯正についてのものであるが、私見では、労働を通じて真人間に改造するという理念が謳われている労働改造刑についても妥当する。

<sup>(74)</sup> 金鐸・嚴雯『兩法執行中的問題与探討』（群衆出版社、1982年）65頁。

<sup>(75)</sup> 魏彬「掌握法律武器、嚴厲打擊犯罪活動」法学雑誌1981年4期7頁。

離れることは恐れている」<sup>(76)</sup>といった指摘は、この点を強く印象づける<sup>(77)</sup>。

最後に、本決定の違憲性の問題を指摘しておく必要がある。上述のように、本決定は全国人大常委会が制定したものである。しかし本決定は、刑法所定の累犯よりも要件が緩和され、効果も重くなった再犯、刑期満了後も釈放しない強制残留措置などを規定し、刑法の内容を実質的に改正している。この点で、全国人大常委会の権限を踰越していると考えられる。

## II 死刑許可決定

本決定は、1981年から1983年までの間、殺人、強盗、強姦、爆破、放火、毒物混入、出水および交通・電力などの設備破壊の犯罪について、①高裁が終審で死刑判決を下した場合、②中裁が1審で死刑判決を下し、被告人が上訴せず、高裁が許可した場合、③高裁が1審で死刑判決を下し、被告人が上訴しなかった場合のいずれかに該当するときには、刑法・刑訴法で定める最高裁への死刑許可申請を行わなくてもよいとする。本決定も先述(2.2.2参照)の「全国人民代表大会常務委員会〔80〕人大常会字第10号通知」と同じく、全国人大常委会の立法権限を踰越している点で違憲であると考えられる。

王漢斌は本決定採択の理由について、大略次のように説明する<sup>(78)</sup>。

刑法・刑訴法が死刑許可権を最高裁(死緩については高裁)に限定したのは、「少殺の方針」を徹底するとともに、文革期に生じた冤罪・でっち上げ・誤判を避けるためである。しかし、1979年秋から治安が悪くなり、そこで全国人大常委会は1980年の1年間に限り、死刑許可権を高裁に委譲した。この措置は、「[現行]の刑事犯に速やかに打撃

---

<sup>(76)</sup> 劉雲峰「堅決貫徹依法從重從快の方針」法学雑誌1981年4期8～9頁。

<sup>(77)</sup> 中国では戸籍は都市戸籍と農村戸籍に分けられており、戸籍により生活・社会保障面で大きな違いがある。すなわち、都市戸籍であれば就職や年金が保障され、医療、教育、育児などの社会保障や住宅も提供されたが、農村ではこうした「手厚い社会保障制度は整備されなかった」(鈴木賢「社会保障制度」鄭杭生・奥島孝康編『中国の社会』(早稲田大学出版部、2002年)62～64頁参照。引用部分は64頁)。そのため、都市戸籍を保持する者にとっては、都市戸籍の抹消が脅威となったのである。

<sup>(78)</sup> 王漢斌・前掲注(42)568～569頁。

を加え、犯罪者を震撼させ、人民を教育し、社会治安を維持することに対して積極的な役割を果たした」。現在なお治安情勢は悪い。「我々は、これらの社会治安に由々しき危害を及ぼす[現行]の刑事事件は、一般的に事件事実をはっきりしており、証拠は確実であり、間違うことはないと考えた」。また、当面の状況では、最高裁が全ての死刑許可申請を処理しては、速やかにこれらの犯罪に打撃を加えることができない、と。

つまり、1980年と同様に、最高裁に死刑許可業務を集中させることは、「最高人民裁判所の負担を増やすばかりでなく、犯罪に速やかに打撃を加え、社会秩序を維持するのにもマイナスである」<sup>(79)</sup>という認識である。最高裁の負担過多については、同年6月11日に最高裁が出した本決定の細則にあたる通知<sup>(80)</sup>が、「これらの事件（本決定が死刑の許可を高裁に授権した事件）ですでに最高人民裁判所に報告したが、なお許可されていないものについては、いずれも各高級人民裁判所に差し戻し、各高級人民裁判所が許可し、……」としていることから明らかであろう。また同通知から、本決定が遡及適用されていることも分かる（「1981年」とは1981年1月1日以降を指すものと考えられる）。

本決定の狙いは、最高裁が負担過多に苦しむ中、当時深刻な治安問題となっていた殺人、強盗、強姦、爆破、放火などの犯罪者に「速やかに打撃を加えるため」（本決定制定文）であるといえよう。

### Ⅲ まとめ

以上、2つの決定の内容および目的を見た。両決定の内容および目的には、社会治安総合対策の教育による犯罪予防という考え方は見られない。社会治安総合対策が打ち出され、「教育」が強調されていることとは裏腹に、法においては、「法に従い重きにかつ速やかに処罰する」という「打撃」の方針を実現するための措置・目的が、むき出しになって表れている。

<sup>(79)</sup> 王国枢主編『刑事訴訟法（第2版）』（北京大学出版社、1995年）352頁。

<sup>(80)</sup> 最高人民裁判所「全国人民代表大会常務委員会『死刑事件許可の問題に関する』執行におけるいくつかの通知」（1981年6月11日）。

## 2.4 章結

本章では文革が警察・検察・裁判所に残した爪痕および文革後の犯罪激増の有り様、ならびにそれに対する79年都市治安会議および81年5大都市治安座談会で打ち出された対策を見た。これらで打ち出された方針は、打撃力不足であるから犯罪を抑制することができない、という考え方にに基づき増加し続ける犯罪に対して、「法に従い重きにかつ速やかに」処罰するという方針をもって臨むというものであった。警察・検察・裁判所の「人」の質的・量的不足から刑訴法を時限修正し、捜査、起訴、1審、2審に関する法定期限を延長したにもかかわらずである。所定の期限内に事件処理が終わらない状況の中で、「速やかに」に事件を処理することが、事件処理の拙速化につながることは容易に想像できよう。

また、「法に従い重きにかつ速やかに」の方針の下、近代法的思考様式からは、問題視すべき立法が行われた。まず、先に見た立法は、いずれも「法に従い重きにかつ速やかに」のために、刑法・刑訴法が定める制度の根本を改めるものである。例えば、少殺政策のために設けられた死刑再審査手続を死文化させた全国人大常委会10号通知および死刑許可決定、刑法所定の累犯よりも適用対象が広く、またその効果も重い再犯制度を創設した「両勞の決定」などである。「法に従い重きにかつ速やかに」という目的は法の枠内にはとどまらず、逆に、この目的に合致しない法は、それに合うよう改められたのである。

とはいうものの、新たな政策が打ち出され、それが既存の法の枠を超えるために法が改正されるということは、中国特有の現象ではなく、どこの国にでも起こり得る現象である。しかし、ここで見落としてはならないことは、これらの法改正がいずれも全国人大常委会の立法権限を超越している点で違憲と考えられるということである。「法に従い重きにかつ速やかに」といいながら、違憲が法の効力に影響しないどころか、逆に、法が党の政策に合致することにより正当性を獲得しているのである。そして、党の政策に合致しない法には改廃が待っているのである<sup>(81)</sup>。

---

<sup>(81)</sup> こうした違憲の問題は、1982年3月8日に全国人大常委会が制定した「重大経済事犯を厳しく懲らしめることに関する決定」にも存在する。この点、全国人大常委会が同決定を制定することは可能か、という問いに対して、盛倫(社

このことは、とりもなおさず、法が権力を拘束するものではなく、権力が法を支配していることを意味しよう。

また、このことは「法に従い重きにかつ速やかに」の方針が提起されたこと自体からも看取できる。というのは、「重きにかつ速やかに」は、そもそも党が裁判の場における法運用のあり方を指示していることにほかならないからである<sup>(82)</sup>。このことは、教育を重視せよと「政法機関」に指示した社会治安総合対策も同様である。ただし、「政法機関」には裁判所も含まれ、教育の重視は当然に裁判においても実施すべきとなるからである。

彭真が指示し、その後最高裁も提唱した共同事務処理に至っては、外観的には刑事手続に合致するよう繕われているが、その内実は刑訴法所定の相互制約原則に反している。また、「2つの基本」も、事実上、有罪認定の基準を引き下げるものである。実務においては、党の政策に合致しない法は改廃を待たずとも、党の政策により死を告げられるのである。これが党11期3中全会で提起された〔法制〕および5大都市治安座談会で打ち出された「法に従い」〔依法〕の中身なのである。

ところで、「法に従い重きにかつ速やかに」という打撃面が強調され

---

会科学院法学研究所副所長)は次のように答えている。すなわち、「それ以前(82年憲法施行)の時期においても、中国の目下の状況に適用できなくなった78年憲法を実施することはできない。したがって、82年憲法の公布以前に、全人代常務委の立法権限はすでに拡大され、そしてそれは法律を改正・補充する権限を有していたのである」と(「盛愉法学研究所副所長に聞く」中国研究月報1983年6号48頁)。つまり、「目下の状況」により憲法を死文化させることができるというのである。そして、「目下の状況」を最終的に判断するのが党であることはいままでもなかろう。なお、盛愉は続けて「こうした問題はすべて全人代が全人代常務委に委託して解決することができるのであり、この決定も全人代が全人代常務委に授権したものである」という。しかし、本決定制定前に開催された5期全国人大4回大会で本決定制定の授権が行われたことは確認できない。<sup>(82)</sup> 先述(序章参照)のように、Donald C. Clarke, Concepts of Law in the Chinese Anti-Crime Campaign, Harvard Law Review, vol. 98, no. 8 (June 1985), p. 1903は、83年厳打以前においては法が政策の上位にあったとする。しかし、本章の考察から、83年厳打以前においても、政策により法の適用が左右されていたことは明らかであろう。

る一方で、打撃と教育による犯罪の予防・抑制を内容とする社会治安総合対策も同時に提唱された。ここから、この時期の犯罪対策は、「打撃」と「教育」の2本立てであったと整理することができよう。

表2-3 治安事犯刑罰分布表(1976~1982年)

年	判決発効人員	5年以上		5年未満		拘 役		執行猶予	
		人	%	人	%	人	%	人	%
1976	88342	41692	47.2	37479	42.4	—	—	1681	1.9
1977	129975	65450	50.4	51202	39.4	—	—	2163	1.7
1978	87322	35293	40.4	40548	46.4	—	—	1790	2.0
1979	94080	23515	25.0	55103	58.6	—	—	3157	3.4
1980	148494	32523	21.9	85493	57.6	9805	6.6	8111	5.5
1981	197658	45417	23.0	117458	59.4	12612	6.4	10936	5.5
1982	200586	41222	20.6	121765	60.7	13247	6.6	13804	6.9

出典：『司法統計資料』の「(各年) 刑事被告人処理状況統計表」から、治安事犯のデータを抜き出した。1980年から1983年の反革命事件については同書の「(各年) 反革命案件被告人処理状況統計表」を参照した。ただし、両者から各犯罪全てについてのデータを得られたわけではないため、不十分であることを特記しておく。

\* 「5年以上」とは5年以上の有期懲役、無期懲役および死刑を指す。他方、「5年未満」とは、5年未満の有期懲役を指す(以下、同じ)。出典元では本表の項目以外に、「管制」、「刑事処分免除」、「無罪」などがあるが、大きな変化が生じていないため本表では割愛した。なお、「—」はデータなしを意味する(以下、同じ)。

ただし、両方針の対象間の線引きが曖昧であったため実務に混乱を生じさせ、加えて、「教育」が繰り返し強調され、「およそ2つの矛盾が即座に区別できない場合は、まず人民内部の矛盾として処理すべきである」<sup>(83)</sup>と指示されたため、多くの事件が「人民内部の矛盾」として処理される事態を招いた。このことは、1976年から1982年までに判決が発効した「治安事犯」(次節で見る83年厳打の対象となる7分野の犯罪である)に対する刑罰の分布状況をまとめた表2-3からも看取できよう。すなわち、1979年以降<sup>(84)</sup>、懲役5年以上の刑が突如として減り、代わりに

<sup>(83)</sup> これは元々は毛沢東の指示であるという(陶希晋「在《刑法》草案修訂組全体会議上の講話(根拠録音整理)」(1978年10月30日)・前掲注(20)132頁)。なお、「全国政法工作會議紀要(節録)」(1982年8月12日)『司法手冊(2)』294頁でも同様の指示が下されている。

<sup>(84)</sup> 1979年11月に開催された全国都市治安會議ではなく、同年8月に党中央が

5年未満の懲役刑および執行猶予が逡増している。また、実務において適用されなくなっていた拘役刑<sup>(85)</sup>が、1980年以降は刑法施行に伴い登場している。このほか、検挙された事件の内、刑事裁判に付された事件の比率が83年厳打期間中の水準と比べて相対的に低いという点も指摘できよう（表I-1の「B/A」参照）。

全体としては社会治安総合対策の「教育」面が強調されたために、「重きにかつ速やかに」の方針が色褪せ、軽罰化の趨勢にあったといえよう。次章で論じるように、これが政策決定者の目には打撃力不足であると映り、厳打が必要であるとされたのである<sup>(86)</sup>。

### 3 83年厳打

本章では83年厳打とは一体何だったのかを明らかにしたい。以下では、83年厳打を考察するに当たり、決定プロセスと実施プロセスに分け、実施プロセスをさらに法レベルにおける実施（＝立法）と刑事司法実務に分ける。具体的にはまず、厳打の決定に際して、政策決定者がどのよう

---

転達した中共中央宣伝部等8部門「党全体が青少年による違法行為・犯罪問題の解決を重視するよう提案する報告」による教育強調がターニングポイントになっていると考えられる。

<sup>(85)</sup> 建国後、1957年12月23日に公布された国境衛生検疫条例（全国人大常委会制定）7条1項に拘役刑が規定されたが、その後、1962年10月22日の最高裁「法律で拘役の問題について規定される以前においては暫定的に拘役を使用すべきではないことに関する返答」により、拘役刑は適用されなくなった（高銘暄主編『刑法学原理（第3巻）』（中国人民大学出版社、1994年）122頁参照）。

<sup>(86)</sup> 「上述の刑事政策（81年5大都市治安会議における「重きにかつ速やかに」）の実際の実施過程においては、十分な認識を欠く者もいたため、重大刑事犯に対して依然として手を下せず、打撃力不足であった。例えば、1982年の全国で判決を言い渡された犯罪者総数は19万人であり、そのうち懲役5年以下の軽い罰を言い渡された者は16万人余りおり、言渡総数の80%を占めた。このため、一部の犯罪者の気炎が増長し、何ら顧みることなく、引き続き悪事をはたらき、犯罪活動は更に猖獗を極めた」という指摘は、このことを指している（何秉松「我国的犯罪趨勢、原因与刑事政策——兼論我国刑法修改的刑事政策問題（下）」政法論壇1989年6期6頁）。

に現状を認識し、どのようなことを考えて厳打を決定したのか、またそのプロセスを明らかにする(3.1)。次に、厳打を実施するために行われた立法を検討し、それがどのような性格のものであったかを探る(3.2)。そして、政策決定者による指示および法的対応を受けて、実務ではどのようなことが行われたのかを明らかにする(3.3)。しかる後に、統計データに基づき、厳打により治安状況にどのような変化が生じたのか、また中国の学界ではそれをどのように評価しているのかを見る(3.4)。そして、最後に、83年厳打を定式化し、その発動を可能ならしめた理念を探る。

### 3.1 厳打の決定プロセス

両会議および「政法活動強化の決定」で治安回復に向けた方針が打ち出されたためか、1982年の立案件数は1981年のそれよりも約14万件減少した(表I-1および表3-1参照)。

しかし、その内実を見ると、約14万件の減少は政策決定者を満足させるにはほど遠かったようである。表3-1は立案された刑事事件の内、両会議において重点対象とされた主な犯罪類型の内訳を表にしたものである。本表から明らかのように、強盗事件および窃盗事件の立案件数は、前年比で約25%、約20%減少しているが、それ以外についてはわずかに減少しているだけでは横ばい状態にあるといえ、強姦事件については約15%増加している。

表3-1 立案件数ベースの犯罪類型内訳(1976~1983年)

年	全立案件数	立案率 (万人毎)	内 訳						
			殺人	傷害	放火	爆破	強姦	強盗	窃盗
1976	488813	5.2	8465	—	3558	—	27145	5863	398898
1977	548415	5.8	8678	—	3420	—	26973	5602	447540
1978	535698	5.6	8256	—	3063	—	22758	5596	455045
1979	636222	6.6	9179	—	2067	—	16220	12235	562624
1980	757104	7.7	8318	—	3023	—	24682	14338	643194
1981	890281	8.9	9576	21499	3598	1410	30808	22266	744374
1982	748476	7.4	9324	20298	3252	1390	35361	16518	609481
1983	610478	6.0	—	—	—	—	—	—	—

出典：康樹華主編『犯罪学通論(第2版)』(北京大学出版社、1996年)111~112頁、『公安大事要覧』各年度末尾のデータ。

表3-2は、殺人、傷害、強姦、強盗および窃盗各罪の判決発効人員の推移をまとめたものである。本表からも強姦罪が増加しているのを除き、他の刑事事件は微減のほぼ横ばいであったことが分かる。

表3-2 発効判決ベースの刑事事件の犯罪類型内訳（単位：人）

年	殺人	傷害	強姦	強盗	窃盗
1976	6620	4272	26992	2899	26631
1977	8744	5965	33428	5099	44184
1978	6462	4850	21689	3325	31110
1979	9177	11486	19429	6040	36268
1980	8372	27790	21994	16260	71379
1981	9272	30656	27192	26539	100432
1982	8781	26303	33566	22874	104837
1983	13983	45410	61113	54323	228766

出典：『司法統計資料』「(各年) 刑事被告人処理状況統計表」参照。

\*本データは1審・2審を区別していない。

また、こうした治安事犯の状況を反映し、重大事件数が6.7万件強であった1981年と比べて、1982年のそれは約6.4万件と、約3千件減にとどまった。しかも、1982年の立案件数は前年比で約15万件（約16%）減少したため、重大事件の比率は逆に1.1%増加した（表3-3参照）。

表3-3 重大事件の比率

年	全立案件数	内：重大事件	%
1981	890281	66771	7.5
1982	748476	64369	8.6

\*重大事件の比率については魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場経済条件下犯罪与改造』（群众出版社、1995年）58～59頁を参照した。重大事件数は、立案件数と重大事件の比率から逆算した。

以上、立案統計を主として1982年までの治安状況を振り返ってみたが、本部冒頭で指摘したように、立案統計の暗数問題は極めて深刻である。当時の政策決定者は、すでにこのことを認識していた。すなわち、劉復之（警察部長）は「計算上、約30～50%の『隠案』、すなわち、大衆が面倒を嫌って通報しない、末端の警察機関に通報しても『検挙しなければ

ば立案しない』などがあれば、ここ数年の実際の事件発生数は統計データよりもかなり多くなる」<sup>(1)</sup>と指摘する。統計の信頼性が極めて低いため、それを鵜呑みにすることはできなかったのである。しかも、重大事件の比率は増えている。統計上、1982年の立案件数は前年よりも減少したが、實際上、治安状況に大きな改善は見られない、という認識だったのであろう。

加えて、当時の治安状況の目標は、立案率が最も低水準であった50年代から60年代前半の状態であった（具体的なデータについては表3-4参照）。例えば、「治安形勢も好転し始めた。反革命事件は減り、悪質な殺人事件も1979年と比べて幾ばくか減少している。むろん、なお理想的な状態には達していない。50年代および60年代初頭、我々の北京では道に物が落ちていても拾う者はおらず、夜は戸を閉めず、車やバスに乗り込むときは老人を支え、子供の手を引いていた」<sup>(2)</sup>という指摘である。両会議後、少々立案件数が減ったとはいえ、当時の認識からいえば「治安が悪い」という結論になろう<sup>(3)</sup>。

表3-4 建国初期の立案率（1950～1965年）

年	立案件数	立案率 (万人毎)	年	立案件数	立案率 (万人毎)
1950	513461	9.3	1958	211068	3.2
1951	332741	5.9	1959	210025	3.1
1952	243003	4.2	1960	222734	3.4
1953	292308	5.0	1961	421934	6.4
1954	392229	6.5	1962	324639	4.8
1955	325829	5.3	1963	251226	3.6
1956	180075	2.9	1964	215352	3.1
1957	298031	4.6	1965	216125	3.0

出典：康樹華主編『犯罪学通論（第2版）』（北京大学出版社、1996年）111頁。

(1) 劉復之「“嚴打”就是專政——記小平同志对“嚴打”的战略決策」『檢察年鑑（1992）』2頁。

(2) 李運昌「司法戰線面臨的形勢和任務」北京政法学院学報1981年3期1頁。

(3) Harold M.Tanner, *Strike Hard! Anti-Crime Campaigns and Chinese Criminal Justice 1979-1985*, Cornell Univ East Asia Program (1999), p. 62も、「中国の

こうした治安状況は1983年に入っても改善されず、「1983年上半期、……相当数の犯罪グループが全国の都市部で悪事の限りを尽くし、建国以来余り起こらなかった国内外を震撼させる悪質事件が連続して発生した」<sup>(4)</sup>という。こうした悪質な事件の代表例としてよく引き合いに出されるのが、2月に遼寧省瀋陽市で起きた王兄弟2名が拳銃強奪後、強盗殺人を行い逃亡したという「二王」事件、5月5日に起きた祖国を裏切り台湾へ逃亡したとされる民航旅客機ハイジャック事件、河北省唐山市における「菜刀隊」と呼ばれる無頼グループ（いわゆる「中華包丁」[菜刀]を携帯していることからこのように呼ばれた）による100人以上の大規模な抗争である。特に「菜刀隊」を代表格とする無頼グループによる犯罪はかなり深刻な治安問題であった。例えば、1983年6月には浙江省寧波市で次のような大規模な抗争があった。事の発端は、6月4日夜に以前にいざこざを起こした2人がそれぞれ人を集め、同日から6日かけて、総勢70人余りを集めて、七首や刀などの武器を所持し、寧波市の繁華街で3日間抗争を繰り返したというものであった<sup>(5)</sup>。都市の繁華街で3日間も抗争が続いたという事実は、当時の治安の混乱ぶりを如実に示している。

なお、1983年の立案件数は1982年のそれよりも14万件近く減少しているが、これは同年を通じて立案件数が減少したのではなく、厳打開始後に立案件数が大幅に減少したためと考えられる。すなわち、「1983年の全国の刑事事件立案件数は、1982年と比べて18.4%減少した。特に9月から12月にかけて刑事事件の減少の幅が大きく、この4ヶ月の全国の月平均事件立案件数は、前8ヶ月の月平均事件立案件数と比べて44.7%減少した」<sup>(6)</sup>という。1～8月までの月平均立案件数に基づき、1983年全体の立案件数を試算すると、71万7366件（四捨五入）になる<sup>(7)</sup>。9月以

---

犯罪率は、国際的な視点から見れば、低く見えるであろうが、中国の指導者の現代中国史という視点から見れば、極めて高く映る」と指摘する。

(4) 魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場経済条件下犯罪与对策』（群衆出版社、1995年）55頁。

(5) 張智輝『我国刑法中的流氓罪』（群衆出版社、1988年）113～114頁。

(6) 「關於打撃刑事犯罪和綜合治理社会治安等問題 劉復之部長答《民主与法制》編輯部問」人民公安（CD版）1984年4期2頁。

(7) 計算式は、「61万0478（1983年の立案件数）÷255.3×300」である。

降の立案件数減少がなかったと仮定すれば、1983年の立案件数は前年比3万件減になる。そして、中国の政策決定者は、これを大幅減とは捉えなかった。このことは、鄧小平が厳打前夜に「刑事事件・悪質事件が増えて(いる)」<sup>(8)</sup>との認識を示したことからうかがえよう。

また当時、犯罪の「拡大再生産」ともいべき現象が生じていた。すなわち、「古くからの無頼、常習犯、教唆犯が狂ったように犯罪のやり方を伝授し、青少年に犯罪を教唆して(おり)」<sup>(9)</sup>、本来ならば教育改造の場であるべき監獄や労働矯正施設においてですら、受刑者・労働矯正被処分者間で犯罪のやり方を相互に教え、これらが「犯罪技術教習所」になっていると揶揄される状況(いわゆる「悪風感染」)に陥っていたのであった<sup>(10)</sup>。こうした治安状況は政策決定者に多大なる衝撃を与えたと考えられる<sup>(11)</sup>。そして、梁根林(北京大学教授)は「菜刀隊」や犯罪方法の伝授が83年厳打の引き金になったと指摘する<sup>(12)</sup>。

大・中都市という限定はつくものの、法に従い重きにかつ速やかに犯罪者に打撃を加えるという方針を打ち出し、またそのために法改正も行い、国家機関のみならず大衆をも動員し、いわば国全体を挙げて治安回復に取り組んだにもかかわらず、なぜ対象とされた犯罪を抑制し、減少させることができなかつたのか。こうした疑問が政策決定者の脳裏に浮かんだ。

そしてその原因は、両会議で打ち出された方針が徹底されなかつたことにあると考えられた。すなわち、1983年7月21日に彭真は、「法に従

---

<sup>(8)</sup> 劉復之・前掲注(1)2頁。

<sup>(9)</sup> 周道鸞『単行刑法与司法適用』(人民法院出版社、1996年)95頁。

<sup>(10)</sup> 全国人大常委会法制工作委员会刑法室『論《中華人民共和國刑法》的補充修改』(法律出版社、1992年)41頁。

<sup>(11)</sup> Harold M. Tanner, op. cit., p. 86. ターナーはさらに、鄧小平が河北省北戴河で無頼に襲われたというニュース(羅冰「鄧小平遇劫与大逮捕——北行放語」争鳴1983年10月号8~9頁)をも指摘する。

<sup>(12)</sup> 「この菜刀隊は中央を震撼させ、我々の総設計士(鄧小平を指す)を震撼させた。さらには1983年前後の、我々の現在の業界用語を使えば過去から残ってきた残余悪勢力、古くからの無頼が、世間知らずの青少年に犯罪の方法、犯罪の技術を教え込んだことも注目を集めた。……私個人の分析では、これが1983年厳打を引き起こした重要な原因である」(『刑事政策検討』30頁(曲新久報告「厳打的刑事政策分析」に対する梁根林のコメント))。

い重きにかつ速やかに」の方針が徹底されていないことを〔扭秧歌〕（田植踊りを踊る）と揶揄し、『田植踊り』を4、5年踊っているが、踊るのにも疲れてきており、そろそろ一息入れてもよい頃だ<sup>(13)</sup>と述べ、また劉復之は、「我々の政法・警察業務に従事している同志はなお軟弱でまとまりがなく、この方針の実施に全然力を入れていなかった<sup>(14)</sup>と糾弾する。

ではなぜ「この方針の実施に全然力を入れていなかった」のか。劉復之はその要因として次の点を指摘する。すなわち、「人民内部の矛盾と敵対矛盾との区別をはっきりできていないことである。50年代の犯罪者は古くからの反革命、無頼、刑事犯であり、これは直感的に分かりやすい。現在の犯罪者の大多数は青年であり、労働者、農民、幹部の子弟であり、これは人民内部の矛盾であり、人民内部の違法行為と考えている。そのため、彼らを法に従い重きにかつ速やかに懲らしめることに及び腰になっている<sup>(15)</sup>と。そしてその結果、「1980年から1982年にかけて、党中央の指導の下、刑法・刑訴法に照らして、刑事犯罪活動に打撃を加える闘争を連続して行った。しかし、刑事犯罪の危害性に対する認識が完全には一致しておらず、法に従い重きにかつ速やかに懲らしめる方針についての考え方も十分に統一されておらず、ためらって遅々として決定しない者もあり、また新たなえん罪、でっち上げ、誤判を恐れる者もあり、さらには警察機関が人を捕まえすぎだと批判する者すら絶えず、刑事犯に慈悲の心で厳しくせず、打撃を加えてはやめ、よたよた歩き、部分的に打撃を加えるだけで、力は弱く、そのため『悪人は法を恐れず、善人が悪人を恐れる』といった異常な事態に陥り、刑事犯罪活動がさらに猖獗を極める事態を招いた<sup>(16)</sup>、と。つまり、人民内部の矛盾と敵対矛盾とを明確に区別できておらず、犯罪者を法に従い重きにかつ速やか

<sup>(13)</sup> 彭真「嚴厲打撃嚴重刑事犯罪活動要全党下決心」（1983年7月21日）『彭真2』346頁。そして、この発言は「政治的な厳しい批判である」とされている（曲新久「嚴打的刑事政策分析」『刑事政策検討』13頁）。

<sup>(14)</sup> 劉復之「堅決打撃刑事犯罪、争取社会治安根本好転」中国法学1984年1期58頁。

<sup>(15)</sup> 同上。

<sup>(16)</sup> 劉復之・前掲注（1）1～2頁。

に懲らしめることができている(=打撃力不足)、という認識である(打撃力不足の実態については2.4参照)。

また、1980年当時上海市高裁副所長であった楊時は、裁判所スタッフに次のような憂慮があったと振り返る<sup>(17)</sup>。すなわち、1980年上半年に中央の政法分野のある指導者が上海を視察した際に、「個人的見解」として、「形勢のニーズに基づき、社会治安に危害を及ぼす刑事犯に重きにかつ速やかに打撃を加える活動を迅速に展開しなければならない」と提案した。ここでは「形勢のニーズに基づき」に言及しただけで、施行されたばかりの刑法および刑訴法に依拠して、とは提起しなかった。「個人的見解」であっても政法戦線の者は指導者の意思に服従する観念が強く、常に指導者の意見に従っていた。そこで、「1979年にわが国は『両法』(刑法および刑事訴訟法)を制定し、1980年から施行し、ようやく法ができ、全国の人民はそれらの施行に注目しているのに、今、『両法』の要求から乖離し、過去の法治が異常な時期のフレーズ、すなわち『形勢のニーズに基づき』を用いている。これは結局のところ前進なのか、それとも停滞なのか？法治を推進しているのか、それとも法治を阻害しているのか？」(カッコ内は原文)という憂慮が生じた、と。

ここで「過去の法治が異常な時期」とは、政治運動が展開され法ニヒリズムが蔓延した時期を指しており、当時、真っ先に想起されたのは文革であったと考えられる。つまり、法を顧みず、「形勢のニーズ」にのみ依拠せよというのが、階級闘争の名の下で多くの無辜の者が犠牲となった政治運動=文革の再来をイメージさせたのである。

この点、1981年の5大都市治安座談会では「重きにかつ速やかに」に「法に従い」という文言が加えられた。しかし、先に挙げた劉復之の「新たなえん罪、でうち上げ、誤判を恐れる者もあり」という指摘は、83年厳打直前においても、実務において文革の再来に対する警戒心ないしは抵抗感が存在していたことを示している。

以上のことから、2つの矛盾の区別の不明瞭さ、および文革の再来に対する警戒心ないしは抵抗感という2つの認識上の問題が、83年厳打以

---

<sup>(17)</sup> 楊時・李然「“依法従重従快”的来歴——建国以来法学界重大事件研究(3)」法学1997年8期2頁。

前において、「(法に従い) 重きにかつ速やかに」の方針が実務において徹底されなかった主な理由である、と認識されていたといえよう<sup>(18)</sup>。

こうした認識上の問題に決着をつけ、83年厳打の実行を決断したのは、鄧小平であった<sup>(19)</sup>。鄧小平は1983年7月16日、胡耀邦(党総書記)および趙紫陽(國務院総理)と、また、同月19日には劉復之と会談した。両会談における鄧発言のポイントは以下の5点である<sup>(20)</sup>。

① 「刑事事件、悪質事件が大幅に増えており、こうした状況では人心を得られないということだ」と述べ、このままでは人心が離れていくのではないかと、という党の支配の正当性に対する危機が存在していることを吐露した。

② 2つの矛盾の区別の問題について、「重大刑事犯を敵対矛盾として処理すべきである」とし、「これは(厳打を指す)独裁にほかならない」とした。つまり、重大刑事犯は敵対矛盾に属し、それに打撃を加える厳打は、教育ではなく独裁であると性格づけたのである。

③ 「我々はこれ(厳打)を運動とは呼ばない、人をやっつけない運動であるが、重大刑事犯罪に集中的に打撃を加えるためにはやはり大衆を発動しなければならない。これは運動と呼ばない運動だ」と述べ、厳打をある意味の「運動」と性格づけた。

④ 「なぜ刑事犯罪への打撃は上手くいかないのか?……手を下せていないだけじゃないか!」、「行動を起こしても痛くも痒くもないようではだめだ」、「3年間で1度、2度、3度の戦役を組織し、大都市で一網

<sup>(18)</sup> 83年厳打開始以前の認識上の問題を「六怕」(①機嫌を損ねることを恐れる、②違法を恐れる、③間違えるとまた見直さなければならない[平反]ことを恐れる、④また運動だと責められることを恐れる、⑤2つの異なる性質の矛盾を混同することを恐れる、⑥報復を恐れる)と概括する者もいる(郝双録・呉傑「厳厲打撃刑事犯罪的幾個問題」中国法学1984年1期74頁)。そのうちの④および⑤が、それぞれ本文中の「文革の再来に対する警戒心ないしは抵抗感」、および「2つの矛盾の区別の不明瞭さ」に対応すると考えられる。

<sup>(19)</sup> 陳興良は「鄧小平氏が厳打闘争の直接的な決断者である」と指摘する(「厳打利弊之議」『刑事政策検討』2～3頁)。

<sup>(20)</sup> 劉復之・前掲注(1)2頁、「厳厲打撃刑事犯罪活動(1983年7月19日)」『鄧小平文選(第3巻)』(人民出版社、1993年)33～34頁。

打尽にし、毎回大量に打撃を加える」、「厳しくすれば抑え込むことができる」と述べ、犯罪への打撃を徹底的に行うように指示した。

⑤ 「現在は非常事態である」という現状認識を示し、厳打をそれに対する非常手段と位置づけた<sup>(21)</sup>。

以上の5点において、とりわけ重要と思われるポイントは②および③である。なぜなら、この2点が先述の認識上の問題に対する政策決定者の意思表示だからである。すなわち、②では重大刑事犯罪＝敵対矛盾の公式が政策決定者により示され、重大刑事犯罪であれば敵対矛盾として処理すべきこととされた。ここで人民内部の矛盾と敵対矛盾の区別の不明瞭さに解決がつけられたことになる。もちろん何が「重大刑事犯罪」かの問題は残っているが、後述する厳打対象がそれに該当することは確かであるため、実務にとっては全く指針がなかったわけでもない。

そして、ひとたび重大刑事犯罪＝敵対矛盾とされれば、「経済犯罪は経済犯罪であり、殴打・破壊・略奪した者、強盗した者、人を殺した者にえん罪かどうか〔準不準〕の問題なんてない?!手を下せていないだけじゃないか!」、「穏当なのは問題を解決することはできない」という発言が示すように、徹底的にやらなければならないというのである。

次に、③では厳打を「運動とは呼ばない運動」と性格づけた。ここでいう「運動」とは、「刑事犯罪に厳しく打撃を加える活動は厳正な政治闘争である(る)」<sup>(22)</sup>、「由々しき刑事犯罪に打撃を加える活動は、政治領域における階級闘争である」<sup>(23)</sup>という指摘から明らかのように、階級闘争を内容とする政治運動にほかならない<sup>(24)</sup>。

---

<sup>(21)</sup> この点については、以下の指摘がある。「『厳打』政策の決定は、初期においては非常事態下における非常の選択である」(曲新久『刑事政策的権力分析』(中国政法大学出版社、2002年)266頁)、「1983年に下した厳打決定を回顧すると、当時は決して(厳打を)続けると決定したわけではない」(陳興良主編『法政治の界面』(法律出版社、2003年)207～208頁(曲新久報告「厳打的刑事政策」に対する劉仁文のコメント))。

<sup>(22)</sup> 「第九次全国人民法院工作會議紀要」(1983年11月21日)人民司法1984年1期7頁。

<sup>(23)</sup> 鄭林「嚴厲打撃刑事犯罪活動」法学研究1983年5期18頁。

<sup>(24)</sup> 陳興良は、「嚴打は独裁の言葉の下でそのロジックを展開しているものであり、

そして、「任務に政治性があるとき、すなわち下級の上級に対する忠誠に関わるときは、地方権力当局は一般的にかなりのプレッシャーを感じ、十分に重視し、さらには特に力を入れる時すらある」<sup>(25)</sup>という。まさにこの点が、両会議で打ち出された「重きにかつ速やかに」の方針が末端において徹底されず、後述するように厳打においては徹底された所以である。「法に従い『重きにかつ速やかに』は純粋な刑事政策として提起されたが、一貫して効果的に実施されておらず、最終的には党中央が政治行動に依拠して厳打の刑事政策を徹底させざるを得なかった」<sup>(26)</sup>という指摘は、このことを何よりも明確に物語っている。また、彭真も1984年2月に厳打前後の違いについて、「中央が重大刑事犯を重きにかつ速やかに懲罰する方針を提起して数年経ったが、終始徹底されていなかった。今回、中央が決心し、大規模な戦役を発動し、刑事犯罪活動に厳しく打撃を加えることにした。このようにして、みんなが動きだし、全国で多くの犯罪者が捕まった」<sup>(27)</sup>と述べている。

つまり、70年代末から80年代初頭にかけて打ち出された「(法に従い)重きにかつ速やかに」は単なる犯罪対策にすぎなかったため、末端においては真面目に取り組まれなかった。しかし、83年厳打においては、同じ「法に従い重きにかつ速やかに」であっても、それは政治的任務となっていたため、末端では真剣に実施せざるを得なかったのである。

しかし、ここで「運動とは呼ばない」と言及されているように、83年厳打はそれまでの政治運動とは違うことが強調された。それは、1981年の5大都市治安座談会に引き続き、「法に従い」を強調し、法の枠内で政治運動を行うという点においてである。これはいうまでもなく、[無法無天]と揶揄された文革のような事態を招かないための歯止めであった。「1983年『厳打』を『厳打』方針形成のメルクマールとすることは、一方において、わが国の最初の『厳打』がこの年に正式に始まったため

したがって、厳打は政治闘争の継続であり……」と指摘する(前掲注(19)2頁)。

<sup>(25)</sup> 曲新久・前掲注(21)88頁。

<sup>(26)</sup> 李川「当前厳打研究中的四個誤区」中国刑事法雑誌2003年2期4頁。

<sup>(27)</sup> 『公安大事要覽』551頁。同月24日、27日に彭真が江蘇省警察庁長、安徽省警察庁副庁長等と会談した際の発言であるが、何日かは分からない。

であるが、より重要な理由は、今回の『厳打』はわが国の最初の刑事法典に依拠して法に従い展開されたものであるため、現代的、より完成した、法治の意味があるからである。『厳打』方針の矛先は、刑事立法、刑事法執行および両者が直面する刑事犯罪に向けられており、刑事法典の支持がなければ、せいぜい恣意性が極めて大きい政治運動の呼びかけ・スローガンにすぎない<sup>(28)</sup>という指摘はこのことを示している。

こうして83年厳打の実施に向けて党と政法機関が一気に動き出した(表3-5参照)。

表3-5 鄧小平発言後の動き

日時	内 容
7/20	警察部が政法機関の指導的幹部を召集し、鄧小平発言の実行プランの検討に着手
7/21	彭真が北戴河で警察部、中共河北省党委員会政法委員会、中共遼寧省党委員会および北京市警察局長の責任者と会見し、鄧小平の指示を徹底するための初歩的構想を聴取し、具体的な指示を下す <sup>(29)</sup>
7/29	中央政法委員会が北京で全国政法業務会議を開催(8月3日まで)、鄧小平の指示を支持。会議後、省クラス党委員会が各地で会議を開催し、厳打の準備に着手 <sup>(30)</sup>
7月下旬	遼寧省瀋陽市、河北省唐山市、石家庄市および秦皇島市が、「先に行い、経験を得る」ために、7月下旬から厳打を開始 <sup>(31)</sup>
8/25	中共中央「刑事犯罪活動に厳しく打撃を加えることに関する決定」

以上の経緯を経て、8月25日、中共中央は、厳打の開始を告げる「刑事犯罪活動に厳しく打撃を加えることに関する決定」(以下、「厳打決定」と呼ぶ)を下達した<sup>(32)</sup>。その内容の大半は、先の鄧小平発言と大差が

(28) 馬天山「“厳打”政策概論」『厳打的理論と実務』31頁。

(29) 『公安大事要覧』534頁。

(30) 同上536頁。

(31) 同上、『公安史稿』374頁。『公安史稿』によると、唐山市は7月29日から厳打第1戦役を開始した。なお、唐山市新区では党中央および市党委員会の指示に基づき、7月21日に行動を開始している(『唐山市新区誌』349頁)。また、北京市は8月6日に、天津市は8日に、上海市は19日に行動を開始した(『嚴厲打撃刑事犯罪活動京津滬先後拉開戰幕』人民公安(CD版)1983年9期5頁参照)。

(32) 中共中央文献研究室編『十二大以来——重要文献選編(上)』(人民出版社、1986年)385~389頁、『中華人民共和國法律規範性解釋集成』(吉林人民出版社、

ないため繰り返さない。ここでは以下の2点についてのみ指摘しておく。

ひとつは、犯罪対策に根本的転換がもたらされたことである。すなわち、83年厳打以前においては、「教育」が繰り返し強調され、「打撃や懲罰のみに頼ってはいけない」（彭真）、「懲罰と教育を結びつけ、教育を主とする方法」（陶希晋）とされていた。しかし、本決定においては、「独裁手段を運用して、法に従い犯罪者を厳罰に処すことは、総合対策の主要な方法である。まず政法・警察機関の威嚇力がなければならず、その上で説得・教育その他の手段が初めて効を奏すのである」とされ、打撃を社会治安総合対策の主要な方法と位置づけた。「教育」を強調したあまり、打撃力不足を招いていた事態を抜本的に転換させるため、「打撃」と「教育」の立場を逆転させたのである<sup>(33)</sup>。

もうひとつは、法および裁判のあるべき姿を示したことである。本決定は、「我々は法を遵守しなければならないが、決して法律条文の意味と量刑の幅を、頑なに犯罪者に有利で、人民に不利な方へと解釈してはならない。我々の法は真に人民大衆、政法部門、警察の幹部・警察官が犯罪者と闘争するための鋭利な武器でなければならず、人民が法とは自分達を守るものだと感じさせ、犯罪者が法に違反することを恐れるようにしなければならない」と指摘した。つまり、法とは武器であり、またそうである以上、裁判でも被告人に有利にならない方向で法を運用し、その矛先は常に敵である犯罪者に向け、これを威嚇しなければならない、とするのである。ここには、打撃力不足に対する痛烈な批判、そしてまた西洋近代法とは異質な法や裁判の捉え方を看取できよう。裁判は中立ではあり得ないのである。

---

1990年) 23～24頁。

<sup>(33)</sup> 1982年段階においては、「教育から手をつけなければならない」とする論調があった（浩如「略論綜合治理」法学研究1982年3期28～29頁参照）。しかし83年厳打以降は、「打撃第一」の論調が大勢を占めるようになった（例えば、張令傑・張永明「嚴厲打撃嚴重的刑事犯罪是綜合治理的首要一條——學習《鄧小平文選》的体会」法学研究1983年6期15頁、郭翔・馬晶淼「論綜合治理——兼析解決青少年犯罪的根本对策」郭翔・許前程等編『綜合治理的理論与实践』（出版社不明、1984年）12頁、樊崇義「論刑事訴訟如何貫徹綜合治理的方針」法学研究1985年5期49頁以下など）。

そして本決定は、7分野の犯罪者（表3－6参照）を主な対象と確定した上で、これらの者については、「断固として打撃を加え、法に従い重きにかつ速やかに懲らしめなければならない」と指示する。とりわけ、無頼グループは重点中の重点とされ、「今回の統一行動においては無頼グループに容赦なく打撃を加えなければならない。これらの無頼グループメンバーは新しい歴史的条件下で生まれた新しい社会のクズ、黒社会分子である」とさえいわれたのであった。

表3－6 83年厳打の対象者

1	無頼グループメンバー
2	逃亡しながら犯行を重ねる者
3	殺人・放火・爆破・毒物混入・強姦・強盗・重大窃盗犯
4	婦女・児童の拐取売買犯、管理売春犯および反動的またはわいせつな図書・写真・録音物・ビデオテープの製作・複製・販売犯
5	現在でも破壊活動を行っている反動的 [会道門] (秘密結社) メンバー
6	監獄から脱走し、または満期釈放され、もしくは労働矯正処分を解除された後に犯罪を行った者およびその他の指名手配犯
7	反革命的なスローガン、ビラ、密通のための信書、匿名信書を書く [現行] の反革命分子および現在も破壊活動を行う林彪、「四人組」反革命集団の残余分子

### 3.2 法的対応

厳打決定が発せられた直後、刑法および刑訴法を改正する立法がなされた。以下、それらの内容を概観し、それらが何を目的として制定されたのか、および如何なる問題を孕んでいるのかを明らかにする。

#### 3.2.1 刑法の改正

刑法の改正は、全国人大常委会「重大社会治安事犯を厳しく懲らしめることに関する決定」（1983年9月2日採択・公布・施行）（以下、「治安事犯の決定」と略す）による(1)厳打対象とされた犯罪の法定刑の引上げ、および(2)犯罪方法伝授罪の新設の2点である。以下、順に見ていこう。

(1) 本決定1条は、表3－6に掲げた厳打の対象者を厳罰に処すために、次のように定める。

「次に掲げる社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者については、刑法が規定する最高刑以上死刑までの刑に処することができる。

- 一 無頼犯罪集団の首謀者もしくは凶器を所持して無頼犯罪活動を行い、情状が由々しい者、または無頼犯罪活動を行い危害が特に由々しい者
- 二 故意に他人の身体を傷害し、よって重傷または死亡させ、情状が劣悪な者、または犯罪者を告発し、摘発し、もしくは逮捕し犯罪行為を制止した国家勤務人員もしくは市民に対して凶行報復した者
- 三 人身拐取売買集団の首謀者、または人身を拐取し、もしくは売買し、情状が特に由々しい者
- 四 銃器、弾薬もしくは爆発物を不法に製造し、売買し、もしくは運搬し、または窃取し、もしくは強奪し、情状が特に由々しい者、または由々しい結果をもたらした者
- 五 反動的な〔会道門〕を組織し、封建的迷信を利用し、反革命活動を行い、社会治安に由々しき危害を及ぼした者
- 六 婦女を勧誘し、収容し、または脅迫し売春させ、情状が特に由々しい者」。

本条規定から明らかなように、1～6号所定の犯罪類型については、刑法所定の最高刑以上死刑までの刑に処することができるようになった。表3-7は1条各号所定の犯罪に対する改正前の最高刑およびその根拠条文をまとめたものである。

表3-7 「治安事犯の決定」1条各号と改正前の最高刑

号	改正前最高刑	根拠条文
1	懲役15年	160条
2	無期懲役	134条
3	懲役15年	141条
4	懲役15年	112条
5	懲役15年	99条
6	懲役15年	140・169条

こうした改正の理由について、王漢斌（全国人大常委会秘書長・法制委員会副主任）は、全国人大常委会において次のように草案を説明する。「ここ数年、社会治安の状況は一貫して悪い。……主観的にいえば、主な原因は、社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者に対する打撃力不足であり、……ここ数年で現れた一部の由々しき犯罪の中で、悪質で、危

害が由々しく、[民憤]が極めて大きく、死刑に処すべき犯罪者がいるが、『刑法』の関連規定によると死刑に処することができない。このため、改正・補充する必要がある<sup>(34)</sup>、と。つまり、表3-7に掲げた犯罪に対する最高刑が低すぎるため、死刑まで適用できるようにしたのである。この草案説明が示すように、この改正は疑うべくもなく「重きに従って処罰する」の方針を徹底し、[打撃有力]にするためのものである。なお、[民憤]とは大衆が憤慨していることを意味する。

なお、今次の改正では法定刑が加重された面ばかりが目立ちがちであるが、実は実務では、既存の犯罪の構成要件も本決定により修正されたことになっている。それは、本決定1条4号による刑法112条の修正である。刑法112条の規定は以下のとおりである。

「銃器もしくは弾薬を不法に製造し、売買し、もしくは運搬した者、または国家機関、軍人、警察官もしくは民兵の銃器もしくは弾薬を窃取し、もしくは強奪した者は、7年以下の懲役に処する。情状が由々しい者は、7年以上の懲役または無期懲役に処する」。

本条が捕捉するのは、銃器・弾薬の不法製造・売買・運搬行為、および国家機関・軍人・警察官・民兵の銃器・弾薬の窃盗・強奪行為である。情状に対する評価を別にするると、本決定1条4号は、刑法112条の射程外にある爆発物の不法製造・売買・運搬・窃盗・強奪行為、および国家機関・軍人・警察官・民兵以外の銃器・弾薬の窃盗・強奪行為をも捕捉する。それでは、刑法112条の射程外にあるこれらの行為を行ったが、「情状が特に由々しい者、または由々しい結果をもたらした者」ではないときはどうするのか。こうした爆発物の不法製造・売買・運搬・窃盗・強奪行為について、最高裁「人民裁判所の重大刑事犯罪事件の裁判における法律の具体的運用の若干の問題に関する答復」（1983年9月20日）は、「(本) 決定1条4号規定により犯罪を認定し、かつ、刑法112条規定に照らして科刑し、類推は不要である」とする。他方、「情状が特に由々しい者、または由々しい結果をもたらした者」ではない国家機関・軍人・警察官・民兵以外の銃器・弾薬の窃盗・強奪行為について司

<sup>(34)</sup> 王漢斌「“關於嚴懲嚴重危害社会治安的犯罪分子的決定”等幾個法律草案的說明（節録）」『刑法立法資料（上）』578頁。

法解釈はない。最高裁スタッフの説明によると、本決定1条4号は刑法112条の行為客体に爆発物を追加しただけで、「既存の構成要件を修正しておらず、また銃器・弾薬の所持者の規定を修正していない。……国家机关・軍人・警察官・民兵以外の銃器・弾薬・爆発物の窃盗・強奪した者は、それぞれ窃盗罪・強奪罪で処断する」<sup>(35)</sup>。

(2) 本決定2条は、犯罪方法の伝授行為を犯罪と規定する。先述のように、犯罪者が青少年に犯罪のやり方を伝授し、監獄や労働矯正施設においてですら、受刑者や労働矯正被処分者が相互に犯罪のやり方を教え、これらが「犯罪技術教習所」と揶揄されるほどになっていた状況の打開を図るためである。

なお、本決定3条は、「本決定公布後上述の犯罪事件を裁判する場合は、本決定を適用する」と定め、両条を無条件で遡及適用としている。「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を厳しく処罰しなければならない」(本決定制定文)という認識の下、「重きに従って処罰する」の方針を実現するために、学説上、刑法の基本原則とされる[罪刑法定原則]の一内容と位置づけられる<sup>(36)</sup>「旧きにかつ軽きに従う原則」(9条)が、無惨にも葬り去られたといえよう。

### 3.2.2 刑事訴訟法の改正

刑訴訟法の改正点は、全国人大常委会「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者の裁判を迅速に行う手続に関する決定」(1983年9月2日採択・公布・施行)(以下、「裁判迅速化決定」と呼ぶ)による厳打対象とされた事件の(1)公判前手続期間および上訴期間の短縮、そして裁判所法改正(1983年9月2日採択・公布・施行)に伴う(2)死刑許可権の高裁への委譲の制度化である。

(1) 裁判迅速化決定は、制定文において「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者を迅速に厳罰に処し、国家と人民の利益を保護するために、

<sup>(35)</sup> 周道鸞・前掲注(9)81頁。

<sup>(36)</sup> この点については、拙稿「中国刑法における罪刑法定主義の命運——近代法の受容と拒絶——(1)」北大法学論集52巻3号(2001年)81~82頁を参照されたい。

特にこの決定を制定する」と高らかに宣言し、次の2点について、刑訴法所定の期限を被告人に不利な方向で短縮した。

①「死刑に処すべき」治安事犯について、「主な事実が明確で、証拠が確かであり、民憤が極めて大きいものは、迅速かつ適時に裁判を行うべきであ(る)」とした上で、刑訴法110条所定の被告人への起訴状謄本(7日前まで)および各種の召喚状[伝票]、通知書(3日前まで)の送達期限に関する制約を受けなくともよいとした(カッコ内は同条所定の送達期限)。

この改正により、「刑事訴訟法110条2号所定の起訴状謄本を遅くとも7日前に送達しなければならないとの時間がすでに最低限度であることは司法実務が示しており」<sup>(37)</sup>、「被告人が弁護を依頼した後、弁護士弁護人が事件資料の閲覧、証拠の調査、被告人への面会などを行える期間は7日間に満たず、その弁護の質は推して測るべしである」<sup>(38)</sup>と批判されている7日間の猶予すらなくなり、被告人の弁護権はまさに風前の灯火に陥った。しかも、「裁判所は事件を迅速に結審するためであれば、勝手気ままに開廷する」<sup>(39)</sup>ようになり、「一部の地方では、公判期日になって被告人および他の当事者に起訴状を送達し、審理も一般的に当日行い、その日に終了し、はなはだしきに至っては当日に判決を下す裁判所もあった」<sup>(40)</sup>という。被告人は常に訴追側の「奇襲」に晒されている状態にあったといっても過言ではなからう<sup>(41)</sup>。

また、本条は「死刑に処すべき」治安事犯に上記規定を適用すると定

<sup>(37)</sup> 周雪祥「対《關於迅速審判嚴重危害社会治安的犯罪分子的程序的決定》之管見」法律科学1990年1期54頁。

<sup>(38)</sup> 孫中国・李健和『中国嚴打的理論与实践』(中国人民公安大学出版社、1998年)171頁。

<sup>(39)</sup> 曲新久・前掲注(21)264頁。

<sup>(40)</sup> 陳瑞華『刑事審判原理論(第2版)』(北京大学出版社、2003年)344～345頁。

<sup>(41)</sup> 鐘雲華「対“嚴打”政策的理性再認識」甘肅政法学院学報2003年4期(CNKI)68頁。なお、書誌情報中の「(CNKI)」は、当該論文を「中国學術情報データベース」(China National Knowledge Infrastructure)から入手したことを示す(以下、同じ)。

める。小口彦太が指摘するように、「死刑に処すべきかどうかは判決を待たなければ分からないはずであり、この『決定』は本来的に論理矛盾している」<sup>(42)</sup>。

②死刑に処すべき治安事犯については、上訴およびプロテストの提起期間を刑訴法131条所定の10日を3日に改めた。この措置は、「実質的には形を変えて被告人の上訴権を剥奪した」<sup>(43)</sup>と批判されており、実際に被告人が上訴する比率が下がった。表3-8は、80年代の上訴およびプロテストの状況を整理したものである。本表から、上訴・プロテストにより2審まで行った事件は、平均して15.7%であり、その大部分が上訴によるものであることが分かる。83年厳打が始まった1983年においては、件数は増加しているが、それ以上に1審新受件数が増加しているため、

表3-8 全刑事事件における上訴・プロテスト状況表 (1980~1989年)

年	1審新 受件数	上訴・プロテスト		内 訳			
		件	%*	上 訴		プロテスト	
				件	%**	件	%**
1980	197856	40621	20.5	—	—	—	—
1981	232165	42599	18.3	—	—	—	—
1982	245219	44411	18.1	—	—	—	—
1983	542648	70113	12.9	67867	96.8	2246	3.2
1984	431357	75123	17.4	73035	97.2	2088	2.8
1985	246655	46159	18.7	44571	96.6	1588	3.4
1986	299720	49822	16.6	47775	95.9	2047	4.1
1987	289614	49793	17.2	47756	95.9	2037	4.1
1988	313306	46432	14.8	44402	95.6	2030	4.4
1989	392564	51759	13.2	49744	96.1	2014	3.9

出典：『司法統計資料』1～2頁および同書の「(各年) 刑事二審案件統計表」を元に作成した。

\*各年度の1審新受件数を母数とした場合の上訴・プロテストの比率である。

\*\*上訴・プロテストの総件数における各件数の比率である。

<sup>(42)</sup> 『現代中国法』145頁。ただし、実務においては、「無期懲役または死刑の判決を下す通常刑事事件」の1審を中裁の管轄と定める刑訴法15条2号と同様に(1.3.1Ⅲ参照)、「判決を下す可能性のある通常刑事事件」と解されていたと推測される。

<sup>(43)</sup> 鐘雲華・前掲注(41)67頁。

2 審まで進んだ事件は12.9%と、それまでと比較すれば低い値となっている（前年比5.2ポイント減）。その要因のひとつには、本決定による上訴・プロテスト期間の短縮がある<sup>(44)</sup>。

以上の2点の改正について、王漢斌は次のように説明する。「殺人、強姦、強盗、爆破その他の公共の安全に由々しき危害を及ぼし死刑に処すべき犯罪者について、この2ヶ条（110、131条を指す）に基づき事を進めれば、迅速に裁判を行う必要があり、またそうすることが可能な事件も迅速かつ適時に裁判することができない。このようなことでは犯罪者の凶悪な気炎に打撃を加え、刑罰の威嚇作用を発揮させるのにマイナスであり、また社会治安と人民の生命・財産の安全の保護にもマイナスである。これらの犯罪者は反革命犯や横領などの一般的な刑事犯罪者と異なり、主要な犯罪事実が容易にかつわりあい速やかに調べ上げることができ、また犯罪時に現場で逮捕・勾留された者については誤判が生じることはほとんどなく、迅速かつ適時に判決を下すことができる<sup>(45)</sup>、と。

ここでは、治安事犯については誤判が生じることはほとんどなく、迅速に刑事手続を進めても問題ない、という認識が示されている（3.1の鄧小平発言も同旨）。しかし、実際には多くの誤判・えん罪を生み出していた（この点については3.3.6で詳述する）。

こうした本決定の狙いについては、以下の指摘が何よりも明確に物語っているであろう。すなわち、「『9.2決定』（本決定を指す）には2ヶ条しかなく、ともに訴訟期限の短縮を求めるものであり、その目的は訴訟効率を追求することにつきる。……まとめると、『9.2決定』は当事者の訴訟権利を剥奪する方法で『速やかに判決を下し、速やかに殺す』[速判快殺]の実現を図ることである<sup>(46)</sup>、と。

---

<sup>(44)</sup> これ以外にも上訴が減った原因としては、①厳打期間中に被告人の弁護権を制限する現象が生じたため、被告人が十分な法的インフォメーションを受けることができなかったこと、②厳打期間中に上訴しても無駄だという諦め感があったことが考えられる（①については後述3.3.3、②については後述3.3.6参照）。

<sup>(45)</sup> 「王漢斌在六届人大二次会议上就審議的幾個法律案作說明時指出“嚴懲嚴重危害社会治安罪犯符合民意”『人民日報』1983年9月3日。

<sup>(46)</sup> 崔敏・胡銘「試論司法公正与訴訟効率——兼評“普通程序簡易化”」陳光中主編『訴訟法理論与实践（上）（2001年・刑事訴訟法学卷）』（中国政法大

(2) 先述のように、刑法・刑訴法では、死緩を除く死刑の許可権は最高裁が独占していたが、社会治安に危害を及ぼす犯罪については、1980年から1983年までに限り、高裁に委譲されていた。ところが、1983年9月2日に裁判所法が改正され、死刑許可権は最高裁が独占する旨を規定していた13条が、「死刑事件は最高人民裁判所が判決する場合を除き、最高人民裁判所に許可を請求しなければならない。殺人、強姦、強盗、爆破その他の公共の安全および社会治安に由々しき危害を及ぼす死刑判決の事件の許可権は、最高人民裁判所が必要に応じて、省、自治区または直轄市の高級人民裁判所にその行使を授権することができる」と改められた。これにより最高裁は、同条所定の犯罪について、「必要に応じて」高裁に死刑許可権を委譲することが可能となった。死刑許可権の高裁への委譲が制度化されたといえよう。しかも、1980年および1981年における高裁への死刑許可権委譲措置は、一応、全国人大常委会の決定に基づくものであったが、本改正により、最高裁の意思により死刑許可権を委譲できることになったのである。

実際、最高裁は同年9月7日、改正裁判所法13条に基づき、「現在の刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える期間中、公共の安全および社会治安に由々しき危害を及ぼす極悪な犯罪者に速やかに懲罰を与えるために……殺人、強姦、強盗、爆破その他の公共の安全および社会治安に由々しき危害を及ぼす死刑判決を下した事件の許可権を、当裁判所は法に従い各省、自治区および直轄市の高級人民裁判所ならびに解放軍軍事裁判所にその行使を授権する」とする通知<sup>(47)</sup>を出したのであった。その結果、「許可が授権された死刑事件は、疑いなく死刑事件の大部分を占め、検証の機会がひとつなくなり（実質的にはこの死刑事件については死刑再審査手続がなくなっていることを意味する）、各高級人民裁判所の基準も一致していないため、さらには『嚴打』の呼び声、『重きにかつ速やかに』の催促の下、実際の死刑執行が多すぎる地方もある」<sup>(48)</sup>といった事態に陥った。

学出版社、2002年）69頁。

<sup>(47)</sup> 最高裁「高級人民裁判所に一部の死刑事件の許可を授権することに関する通知」（1983年9月7日）。

<sup>(48)</sup> 陳衛東・劉計劃「關於死刑復核程序的現狀及存廢的思考」中国法学1998年5期100頁。

### 3.2.3 まとめ

本節で取り上げた立法を一言でまとめると、政策目標に合わせたものであるといえよう。刑法においては、厳打対象とされた犯罪類型の一部について、既存の法定刑の上限が死刑にまで引き上げられ、また犯罪者が青少年を犯罪の道に引きずり込んでいるという認識から、犯罪方法の伝授行為が犯罪化された。しかも、遡及効付きである。

また、刑事訴訟法においては、治安事犯の裁判を「速やかに」に進行させるために、起訴状謄本などの送達日の期限および上訴・プロテスト期間が短縮され、高裁への死刑許可権の委譲が制度化された。

しかも、いずれの改正も両法の制度の根幹に関わるものであるが、それは厳打対象に限定されているのである。まさに厳打のためだけに法改正が行われたのである。また、立法理由や法律条文そのものに現れた「民憤」というタームから、政策決定者が大衆の意向に極めて敏感になっていることもうかがえよう。党の支配の正当性に対する危機感が滲み出ている。

ところで、前章で見た79年都市治安会議および81年5大都市治安座談会後の立法は、いずれも全国人大常委会の立法権限を踰越した点で違憲と考えられる。この点、82年憲法は、全国人大常委会の立法権限を、「全国人民代表大会閉会期間中においては、全国人民代表大会が制定した法律を部分的に補充し、または改正するが、ただし当該法律の基本原則と抵触してはならない」(67条3号)と定める。全国人大常委会が全国人大の制定した法律を改正したとしても、それが直ちに違憲となるわけではなく、「基本原則」に抵触したか否かを見なければならない。しかし、何が「基本原則」については、通常、法律にはこれが基本原則であると規定されているわけではないため、事実上、それは最終的に全国人大常委会の解釈に委ねられることになる。

ただし、「治安事犯の決定」は遡及適用を認めており、このことが中国の刑法学界では刑法の基本原則とされている[罪刑法定原則]の一内容である刑法9条の旧きにかつ軽きに従う原則に反することは明らかである。したがって、「治安事犯の決定」については、法律の基本原則に抵触している点で、違憲の疑いが濃厚であるということではできよう<sup>(49)</sup>。

<sup>(49)</sup> 小口彦太「中国刑法典修正関係法規・司法解釈文書修正(総則編)」早稲

また、裁判迅速化決定や改正裁判所法に対しては、中国国内においても、「司法機関にとっては、上訴期間を短縮する法律上の明確な根拠であるが、当時の全国人大常委会がこうした決定を下したこと自体の公正さないしは必要性については、疑うに値する」<sup>(50)</sup>、「党および国の死刑適用に対する厳粛・慎重な政策と合致しない」<sup>(51)</sup>と批判されており、さらには「全国人大常委会が刑事訴訟の根本的な事柄を改正することは、立法権限を越えている」<sup>(52)</sup>と違憲を指摘する批判もある。

---

田法学69巻1号（1993年）7頁。

<sup>(50)</sup> 趙秉志「“嚴打”中刑法適用若干問題研討」『嚴打中の法律与政策適用』59頁。

<sup>(51)</sup> 謝希鵬「対《關於迅速審判嚴重危害社会治安的犯罪分子的程序的決定》的議論」法学1989年5期29頁。この批判は「裁判迅速化決定」に向けられたものであるが、少殺政策のために死刑再審査手続を最高裁の専権事項としたことを鑑みると、その矛先は当然に改正裁判所法にも向けられているものと考えられる。

<sup>(52)</sup> 高一飛『刑事簡易程序研究』（中国方正出版社、2002年）58頁。